

「幼児教育の現状と課題」

全国幼児教育研究協会
令和7年度定期総会・支部理事会・研究会

於：大妻女子大学 講義室

令和7年5月24日（土）
文部科学省 幼児教育課長
前田 幸宣

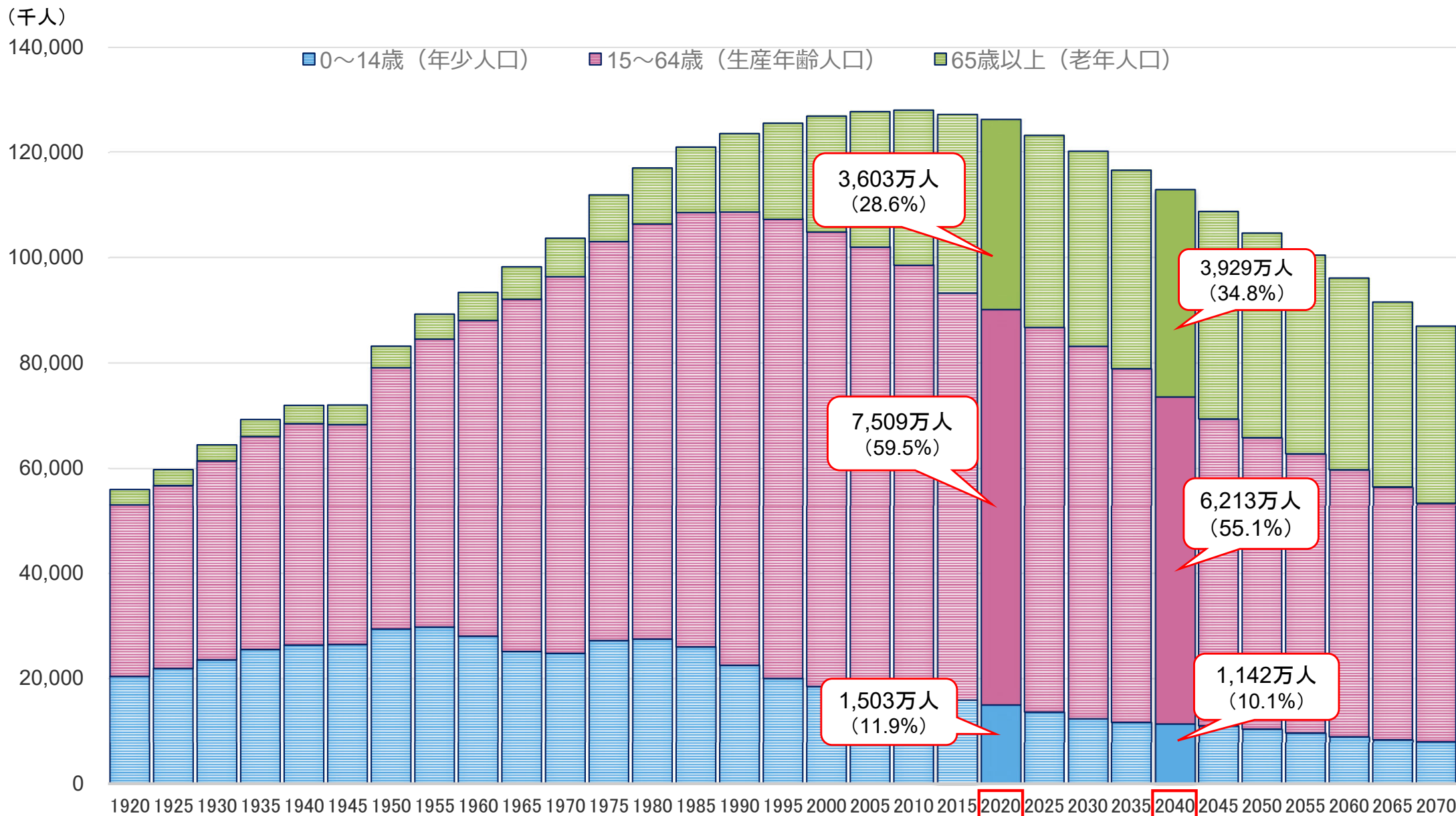


文部科学省

子どもたちを取り巻く現状

人口の推移と将来推計

◆ 国立社会保障・人口問題研究所の予測では、少子高齢化の進行により、2040年には年少人口が1,142万人、生産年齢人口が6,213万人まで減少し、我が国の総人口の三分の一以上が65歳以上となる。



※推計値は出生中位(死亡中位)推計による。実績値の1950年～1970年には沖縄県を含まない。

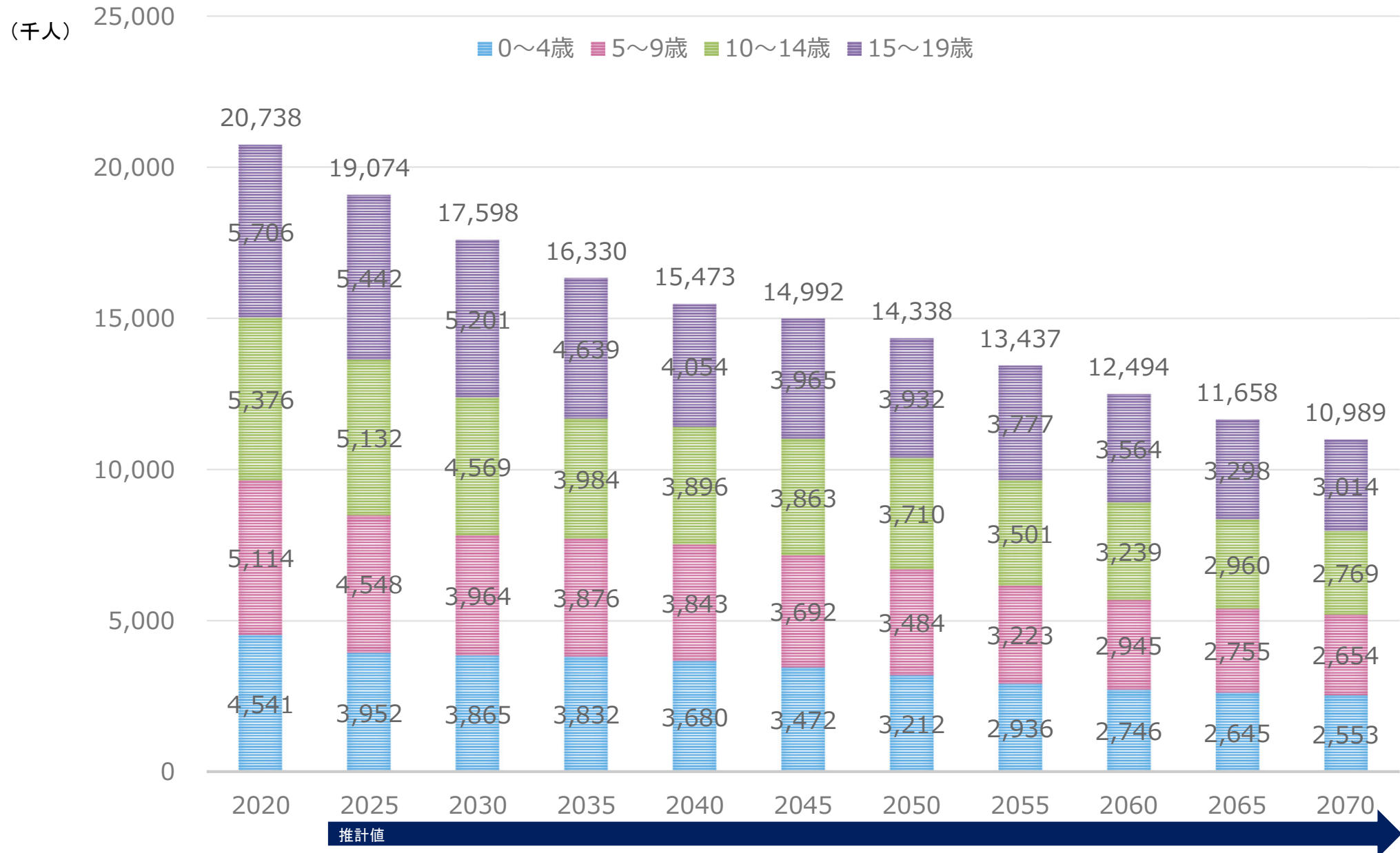
1945年については、1～15歳を年少人口、16～65歳を生産年齢人口、66歳以上を老年人口としている。

推計値

【出典】1920年～2020年：総務省統計局「人口推計」、2025年～2070年：国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」をもとに作成

子供の人口の将来推計

◆国立社会保障・人口問題研究所の予測では、19歳以下の人口は2045年には1,500万人を下回り、2070年には約1,100万人となる。



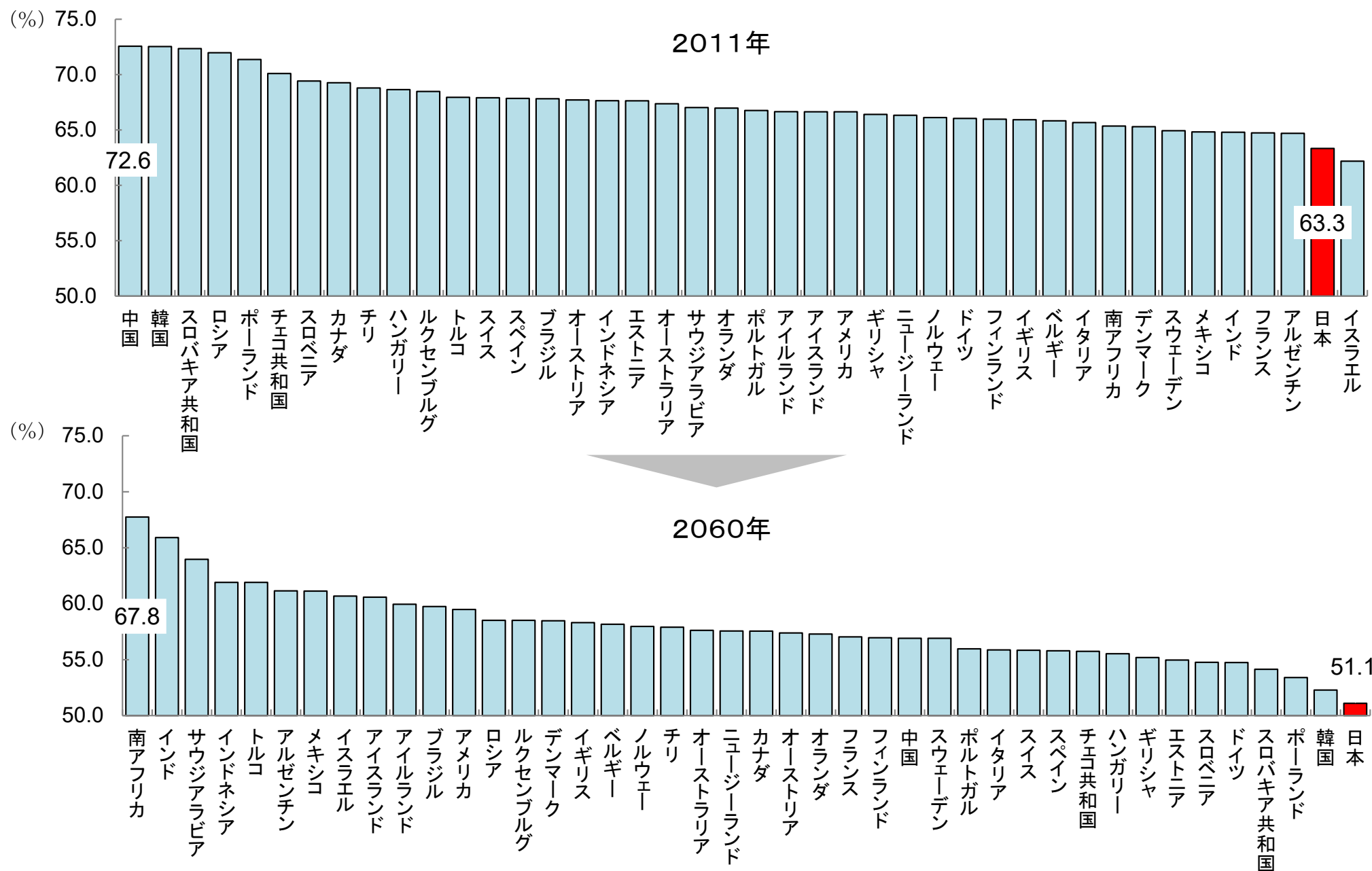
※推計値は出生中位(死亡中位)推計による。

各年10月1日現在の総人口(日本における外国人を含む)。令和2年(2020)年は、総務省統計局『令和2年国勢調査 参考表：不詳補完結果』による。

【出典】国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」をもとに作成

OECD加盟国の生産年齢人口の将来予測

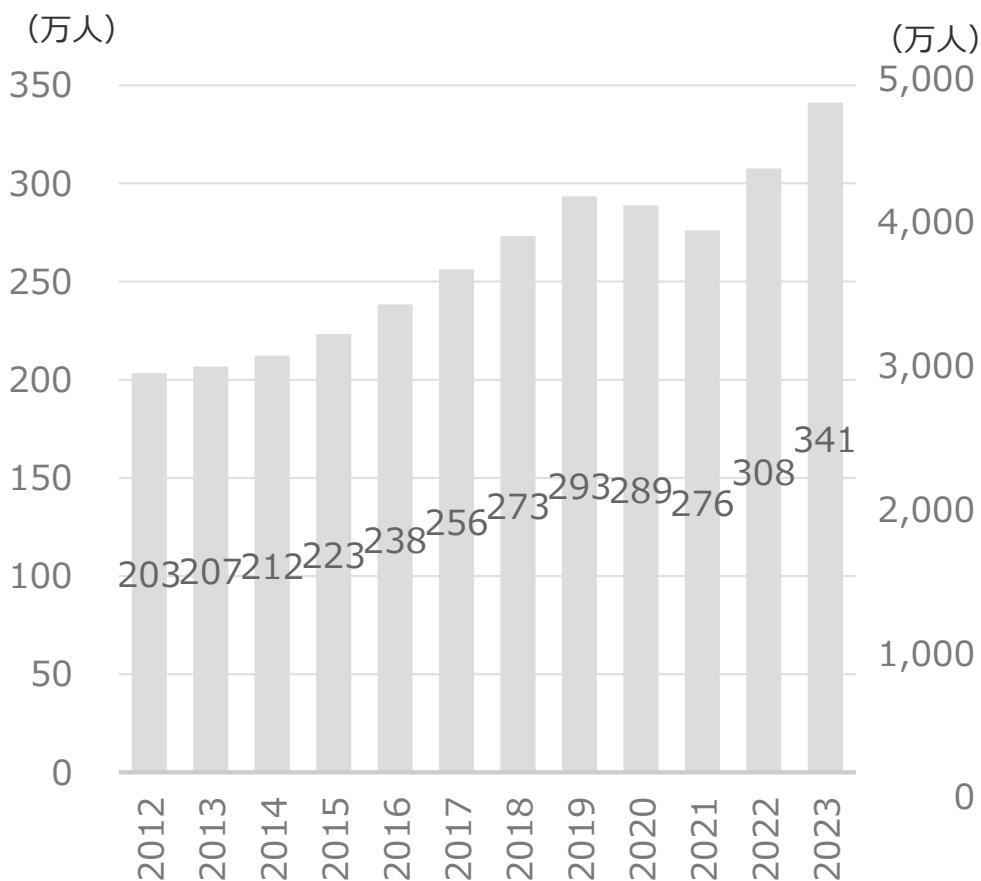
◆ OECDの予測では、2060年には日本の生産年齢人口が51.1%にまで減少し、OECD加盟国中最下位になる。



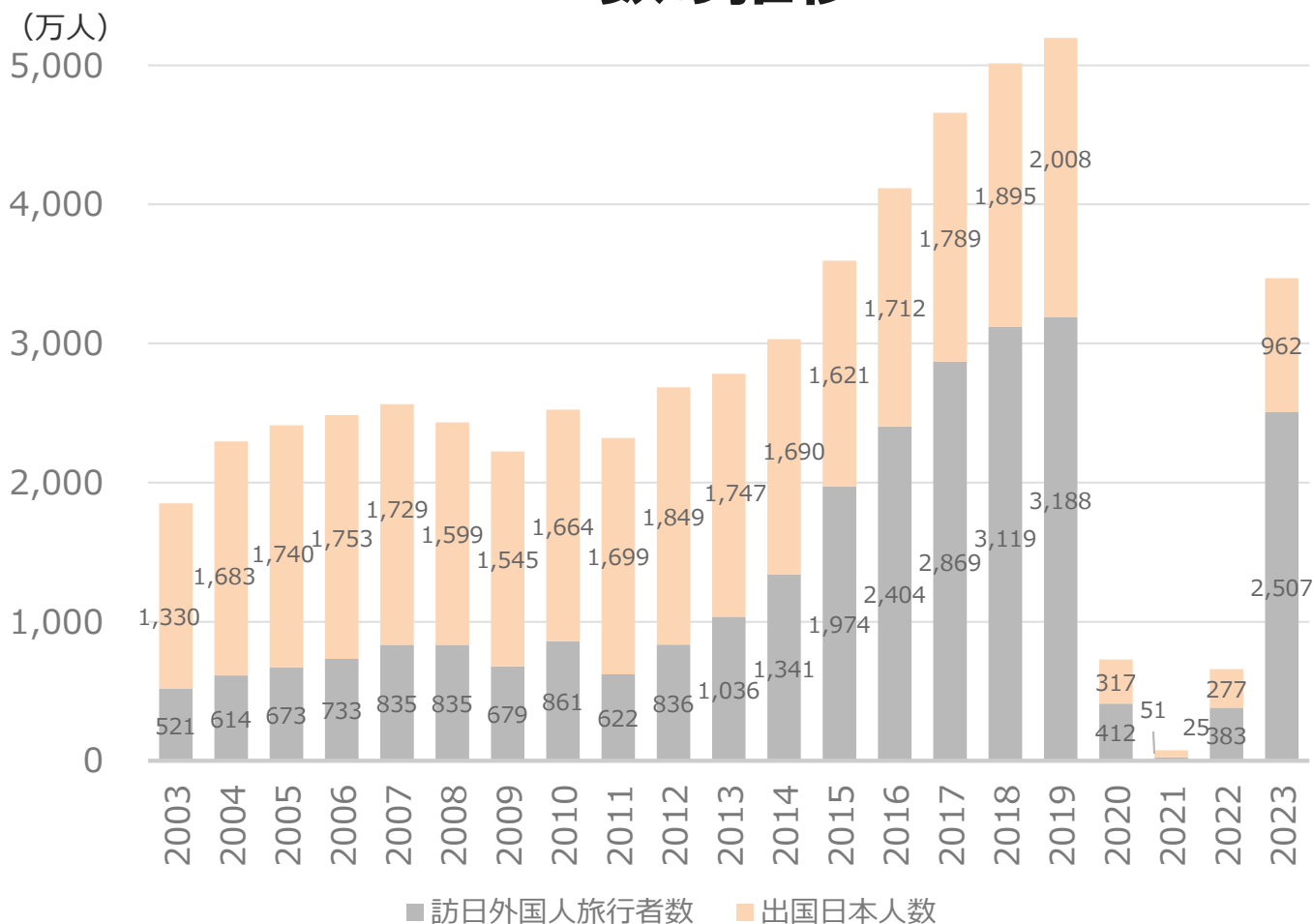
在留外国人数と訪日外国人旅行者数・出国日本人数の推移

- ◆ 2023年の在留外国人数は340万人強となり、過去最高。
- ◆ 2019年の訪日外国人旅行者数は約3200万人、出国日本人数は約2000万人となり、コロナ禍で激減したものの、2023年に急回復。

在留外国人数



訪日外国人旅行者数・出国日本人数の推移

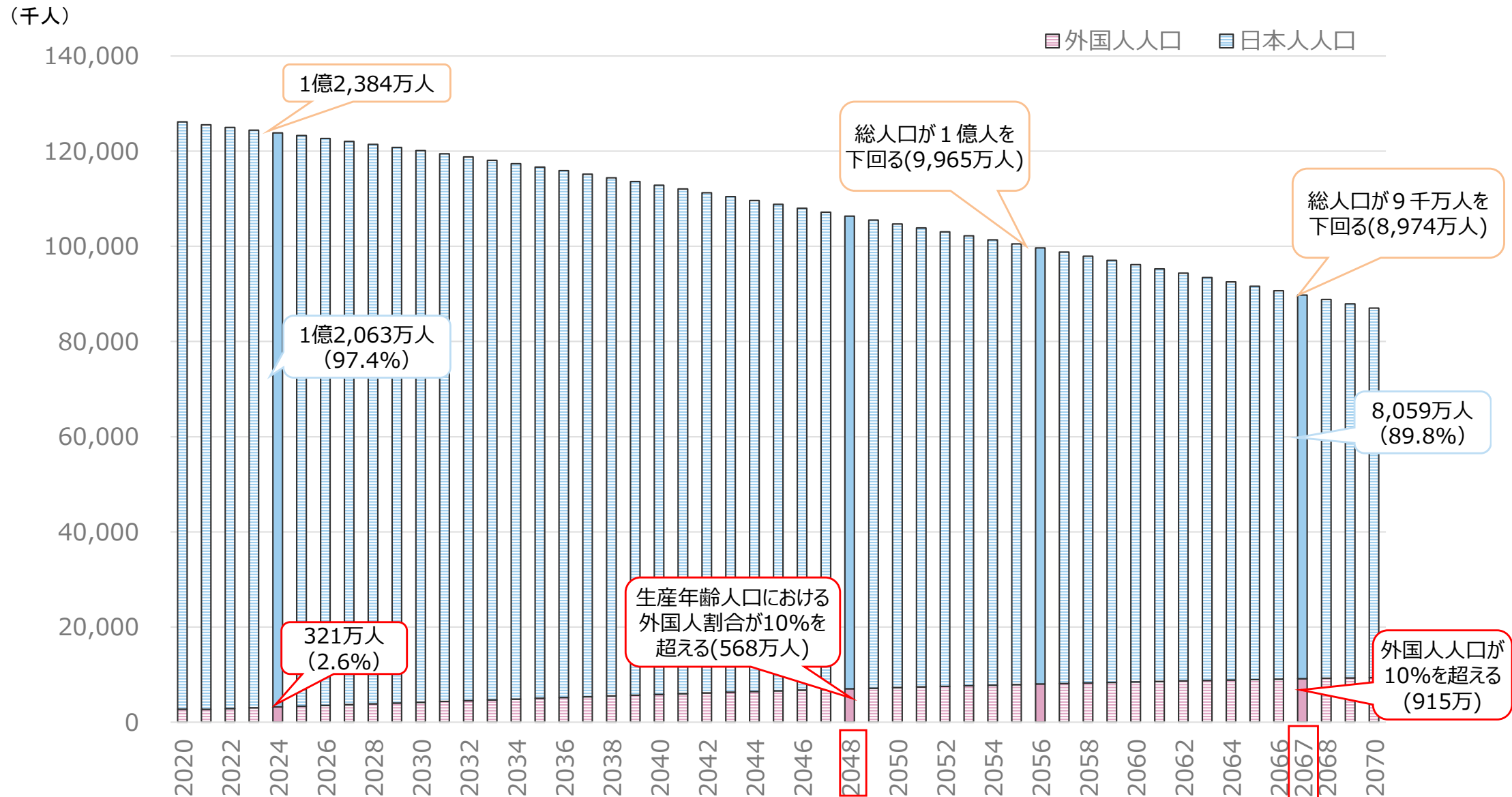


【出典】出入国在留管理庁「令和5年末現在における在留外国人数について」をもとに作成

【出典】日本政府観光局（JNTO）「訪日外客統計」をもとに作成

外国人人口の将来推計

◆ 国立社会保障・人口問題研究所の予測では、2048年に生産年齢人口における外国人割合が10%を超え、2067年に総人口における外国人人口が10%を超える。



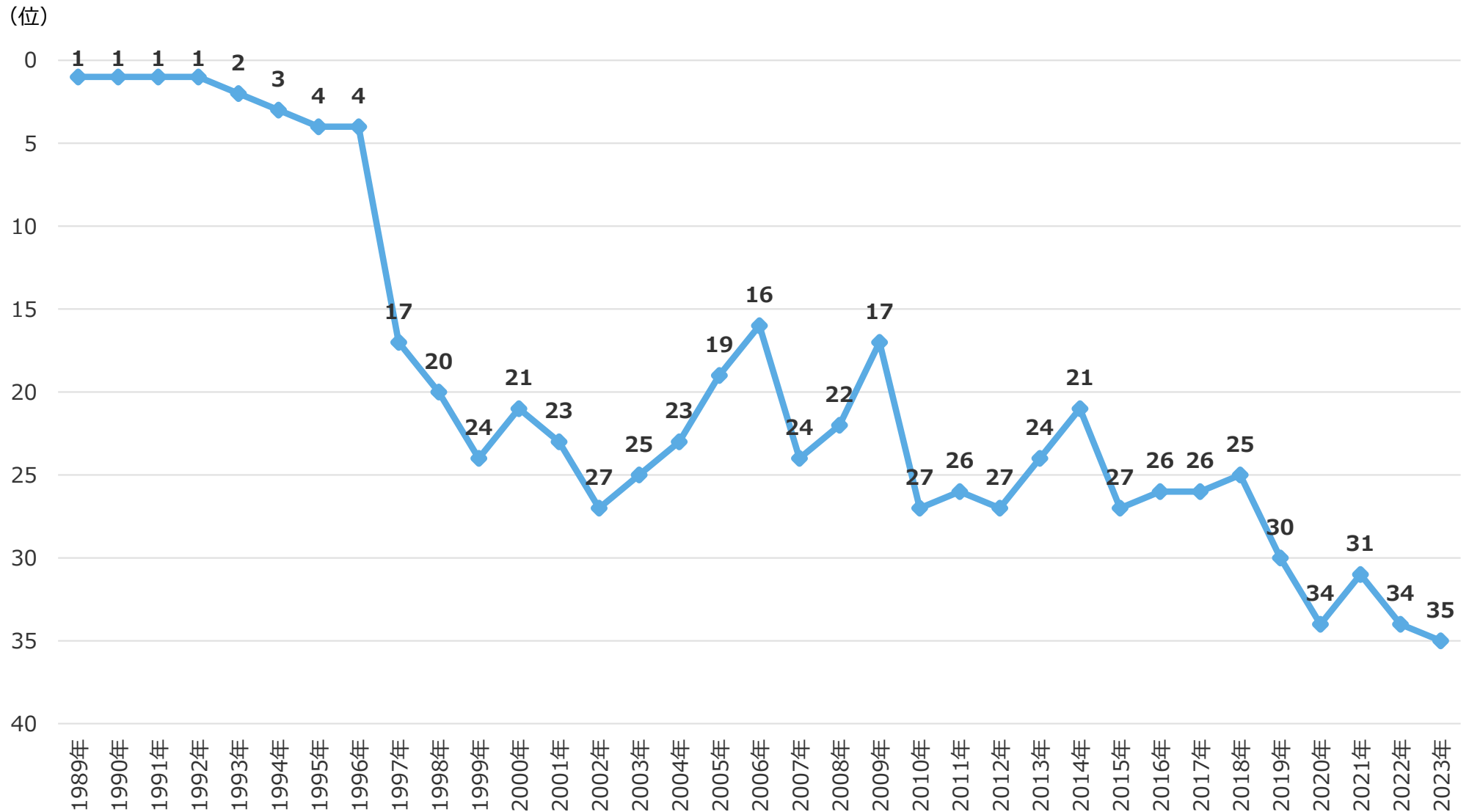
※推計値は出生中位(死亡中位)推計による。

外国人を含む日本に3か月以上にわたって住んでいる、または住むことになっている総人口から、日本人人口を減じた数を外国人人口とした。

【出典】国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」をもとに作成

世界競争力ランキングにおける日本の順位

◆ 1990年代中頃まで日本の世界競争力は5位以内だったが、1990年代後半から順位を落としており、2023年は1989年以降最低の35位となった。

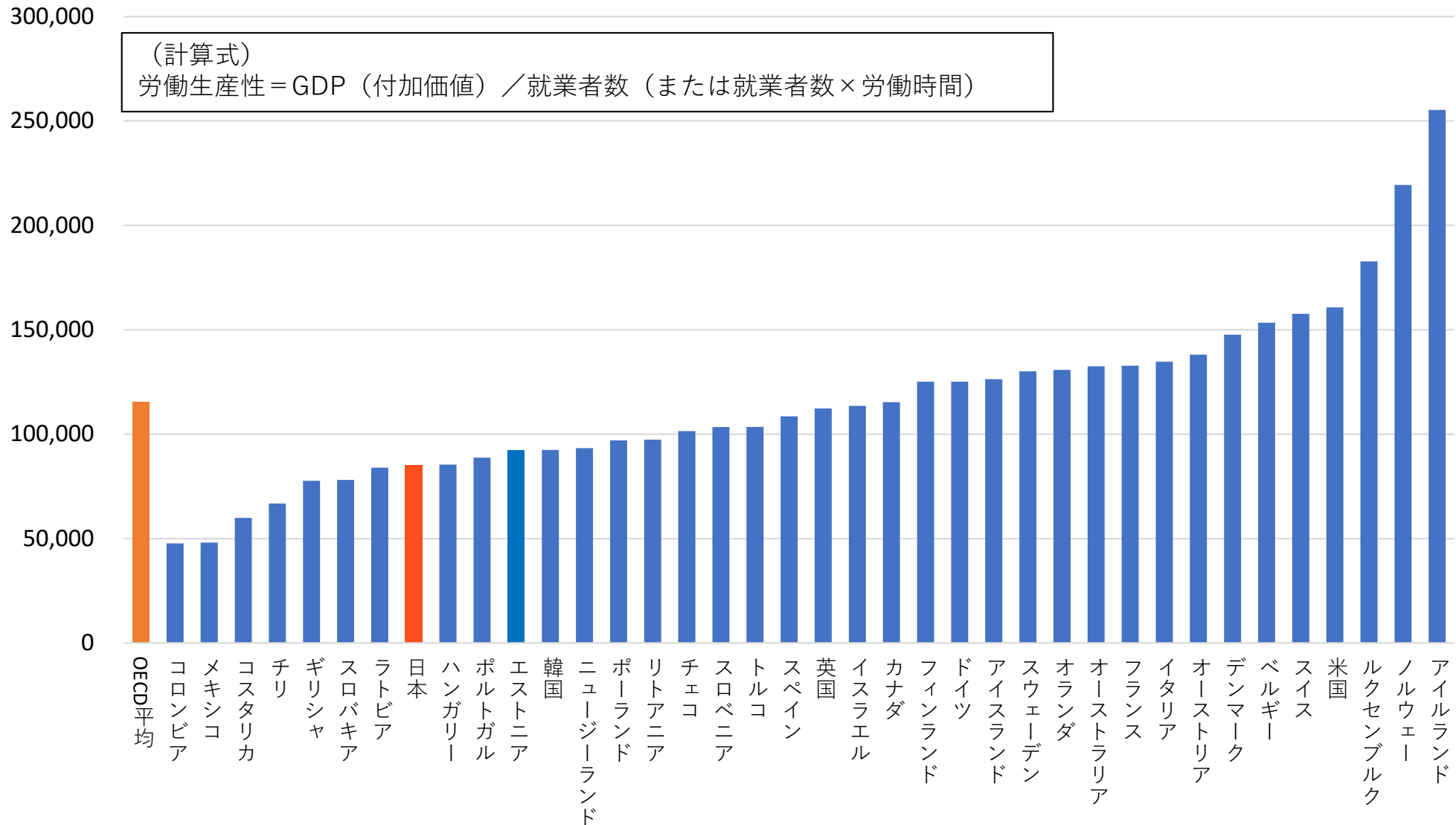


※世界競争力は経済状況、政府効率性、ビジネス効率性、インフラに関する統計データや経営層を対象としたアンケートデータから算出。

OECD加盟諸国の一人当たり労働生産性（2022年）

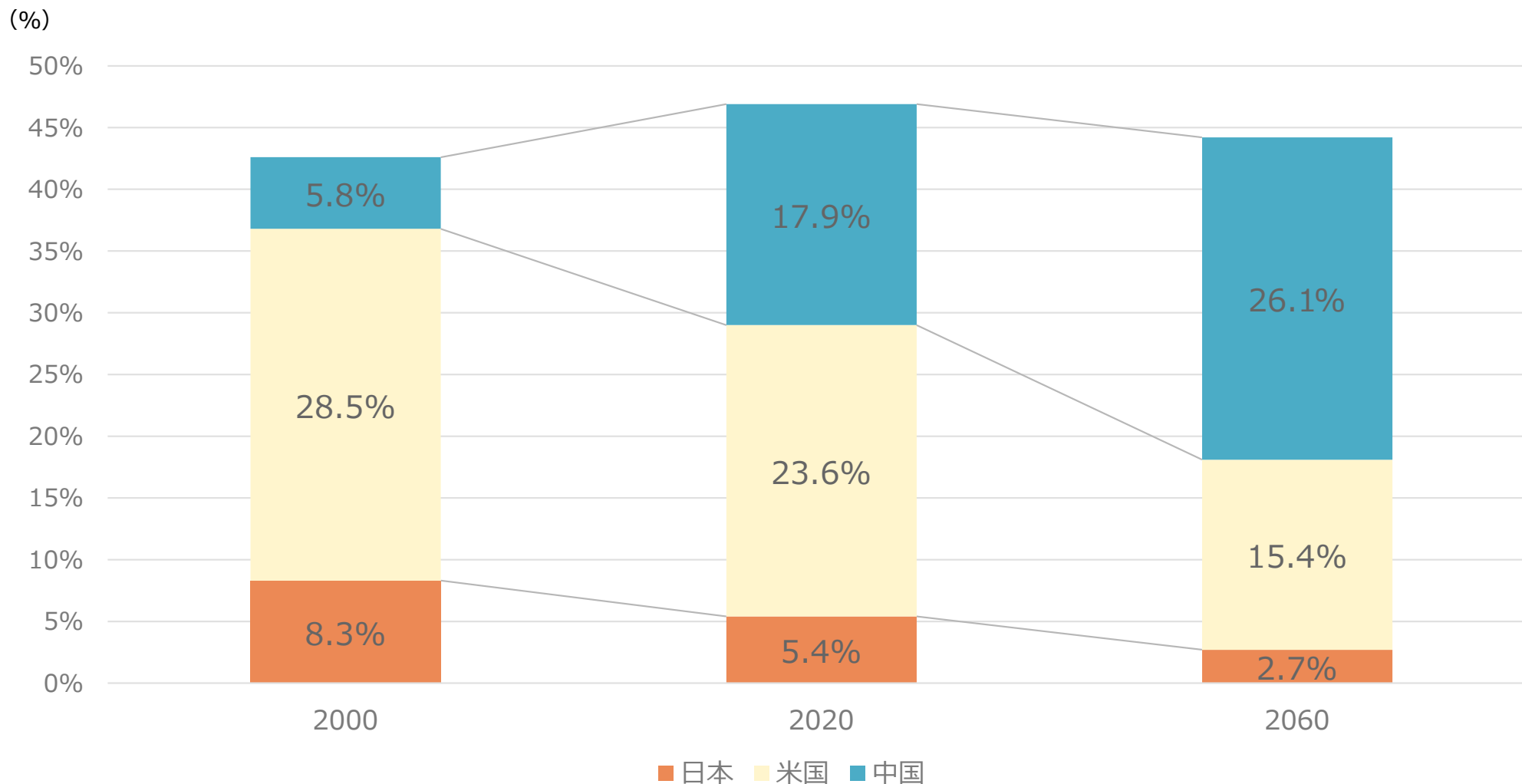
◆ 2022年の日本の就業者一人当たりの労働生産性は85,329ドルであり、OECD加盟38か国中31位、米国の約54%にとどまっている。

（ドル）



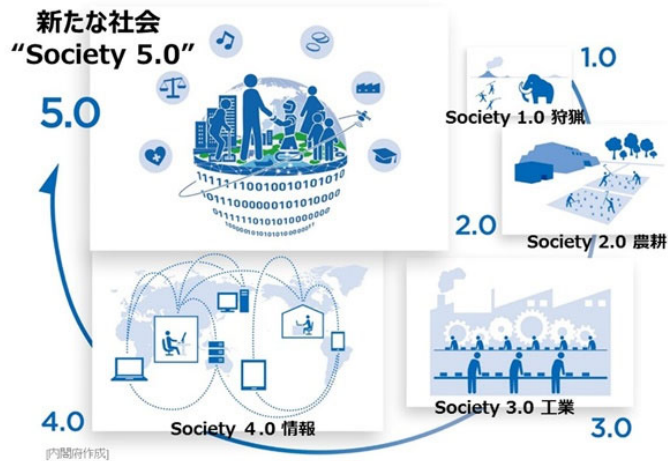
世界のGDPに占める各国の比率（2000～2060年）

◆ 世界のGDPに占める日本の割合は2020年時点で約 5 %であり、中国や米国と比べて大幅に低く、将来的にも低下することが見込まれる。



指摘されている様々な社会変化の例

Society5.0

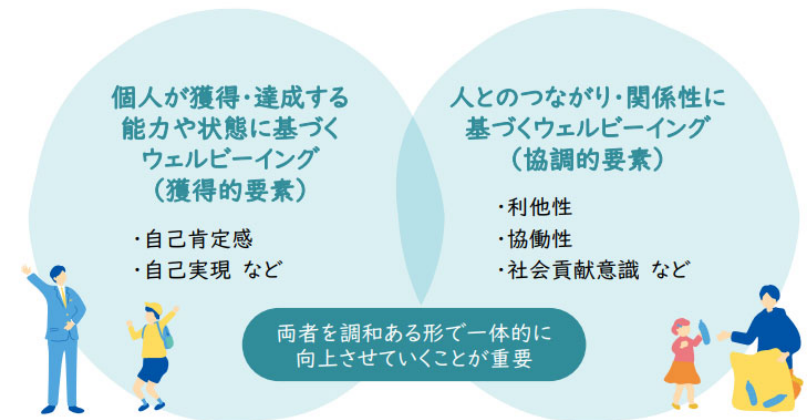


人生100年時代

3ステージのモデル



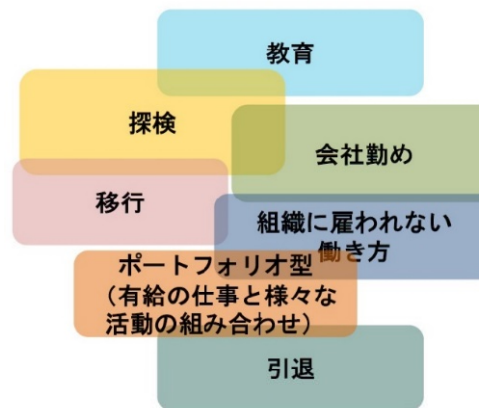
「ウェルビーイング」の在り方



【出典】文部科学省「教育振興基本計画（リーフレット）」



マルチステージの人生



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



【出典】内閣府 (https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/society5_0.pdf)

【出典】人生100年時代構想会議
リンダ・グラットン氏提出資料(仮訳)(抜粋)

- デジタルを学びに使わず、遊びに使う傾向がある。
- 「フィルターバブル現象」や「エコーチェンバー減少」の中で日常的に情報に触れている。
- ICTを学びの道具にし、賢い付き合い方を教える指導が必要。

青少年のインターネットの利用状況

▼インターネットの利用時間の1日あたりの平均

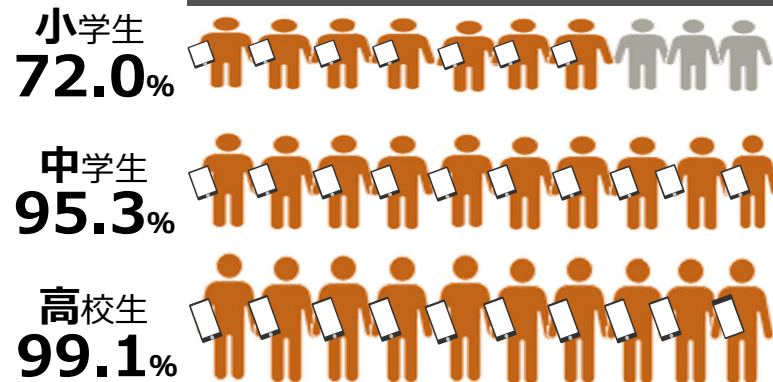
小学生 中学生 高校生

約3時間44分 約5時間2分 約6時間19分

○インターネットを利用すると回答した青少年の平均利用時間は、前年と比べ約5分増加し、約5時間2分。

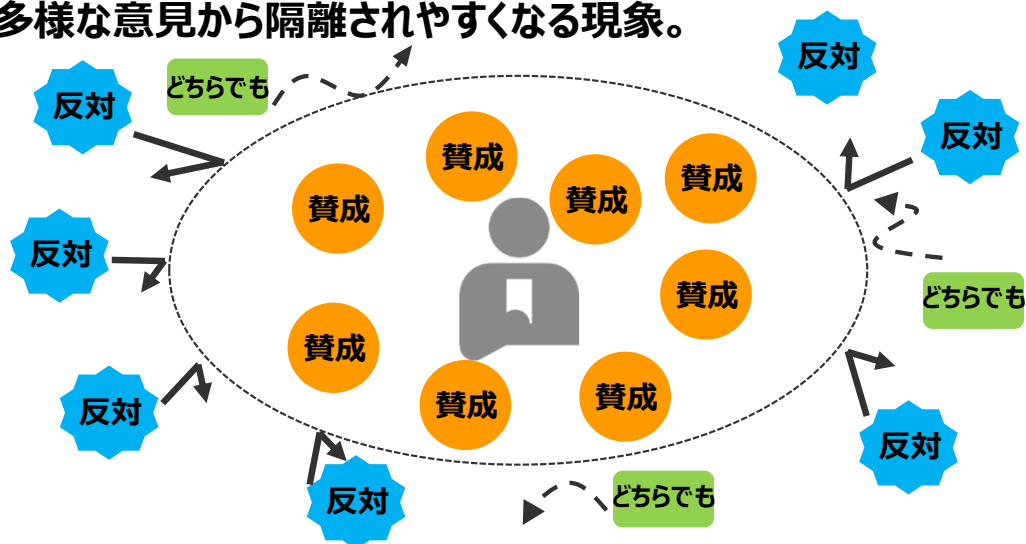
○目的ごとの平均利用時間は趣味・娯楽が最も多く、約3時間1分。

子供専用のスマホ保有率



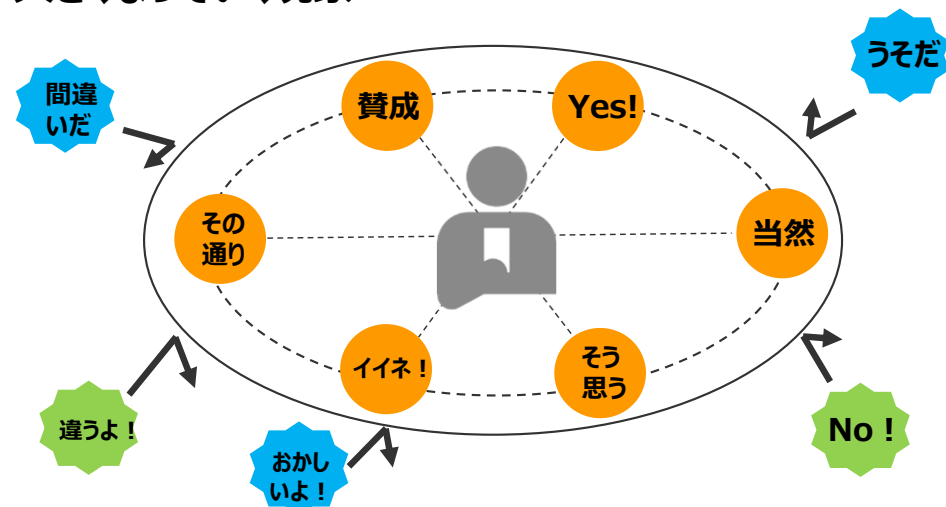
フィルターバブル現象

自分の好む情報「だけ」に囲まれ、
多様な意見から隔離されやすくなる現象。



エコーチェンバー現象

同じような意見が、閉ざされた空間の中で反響して
大きくなっていく現象



【出典】※1 子ども家庭庁 令和6年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果（概要）。

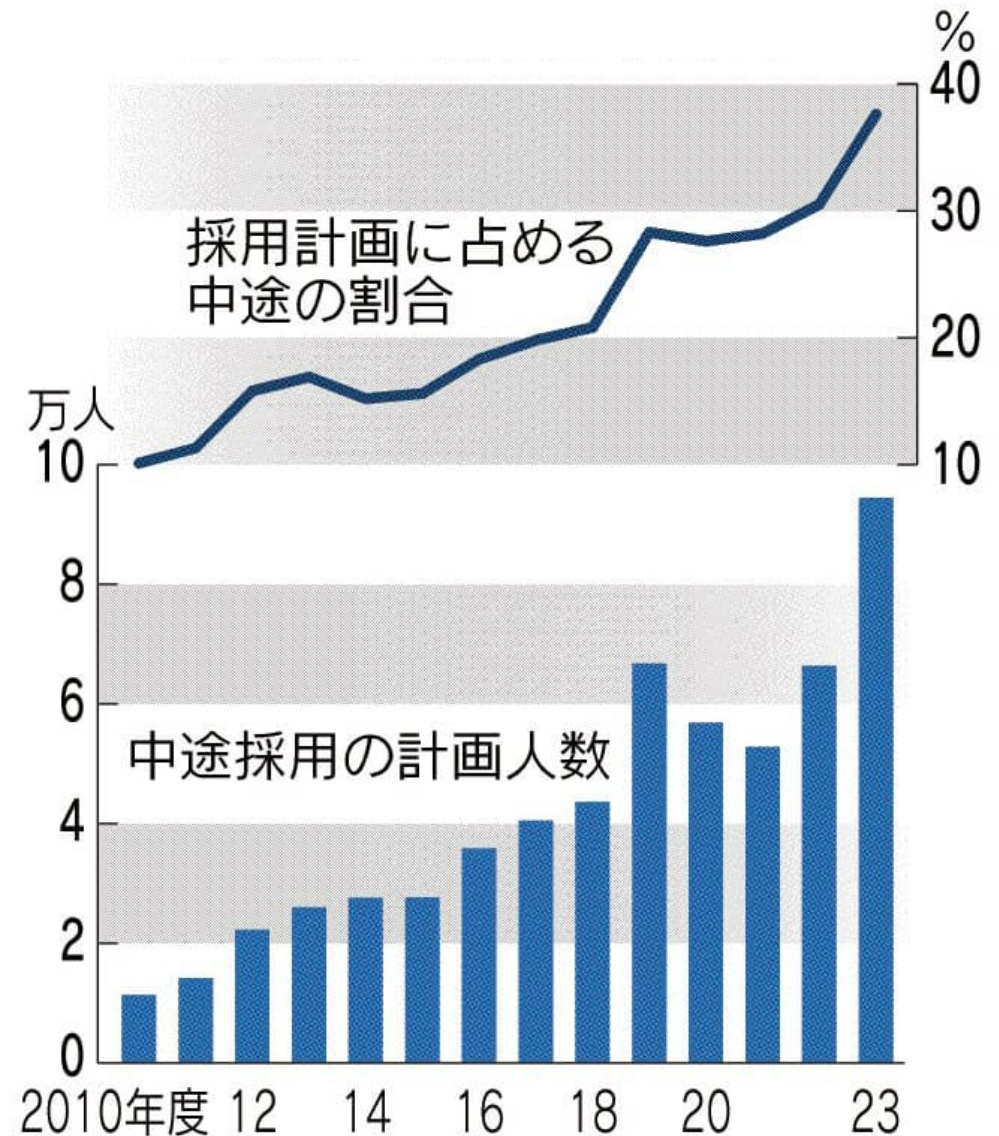
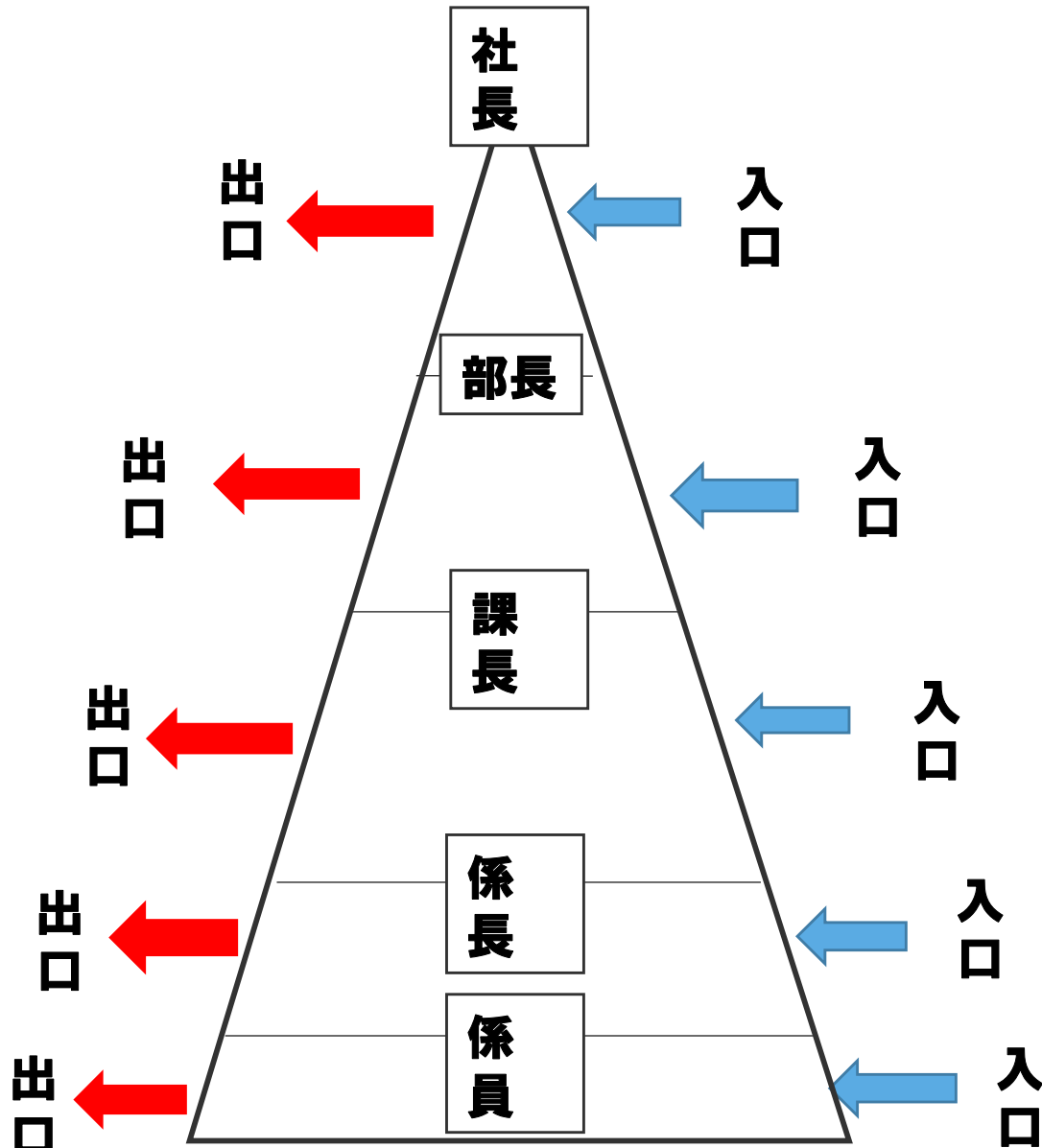
※2 「小学生」の調査対象は、満10歳以上。

労働市場の流動化

◆ ジョブ型雇用（※）が増加し、労働市場は流動化。

◆ 中途採用の割合は増加傾向にある。

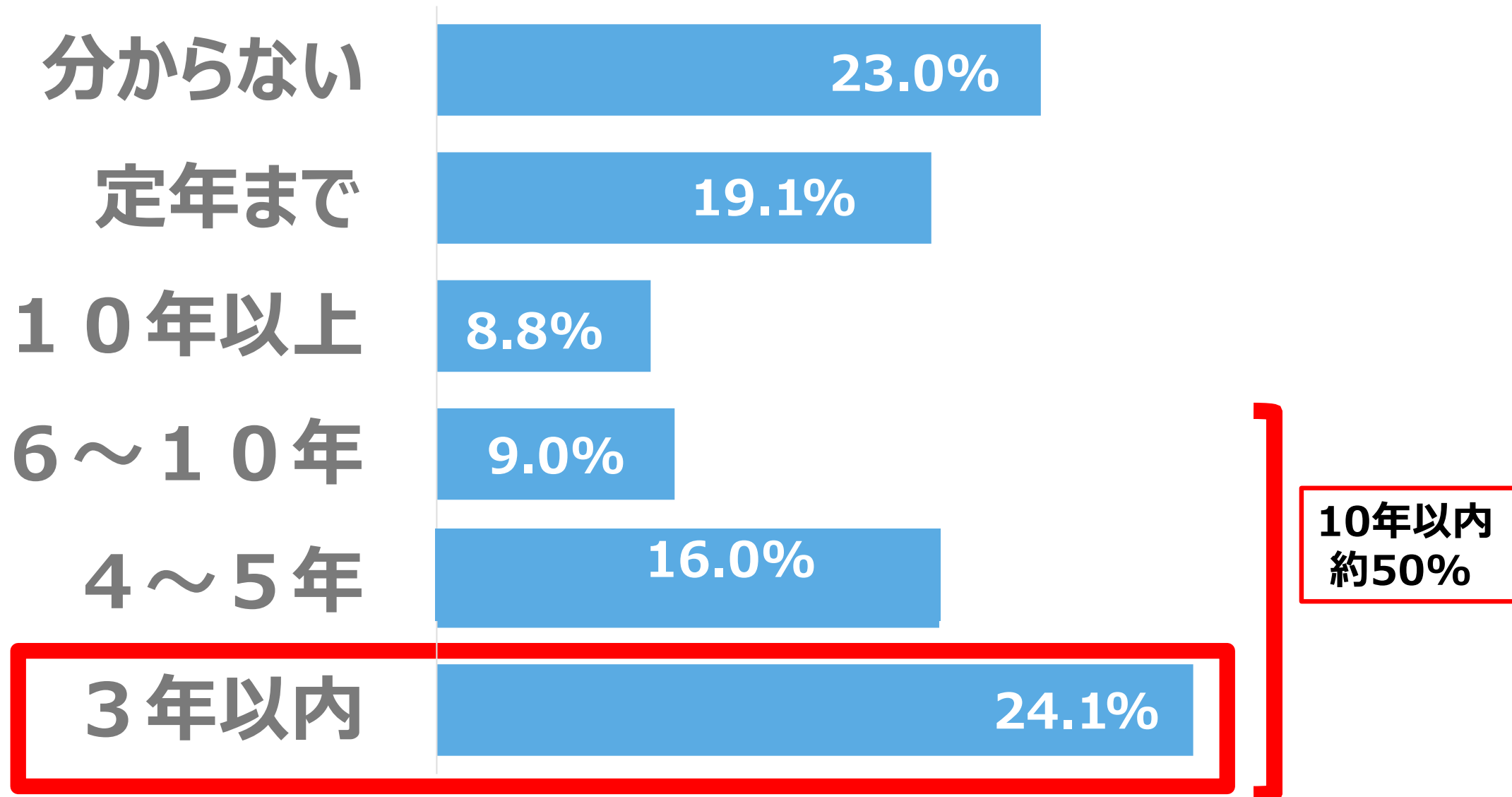
（※）企業が人材を採用する際に職務内容を明確に定義して雇用契約を結び、労働時間ではなく職務や役割で評価する雇用システムのこと。日本型のメンバーシップ型雇用は労働時間や職務内容を明確な形で定義せず、「人に仕事をつける」仕組みである一方、ジョブ型雇用は「仕事に人をつける」制度とも言われる。



【出典】田中博秀『現代雇用論』日本労働協会、1980年、378頁・小熊英二『日本社会のしくみ 雇用・教育・福祉の歴史社会学』講談社現代新書、2019年、103頁をもとに作成

【出典】日本経済新聞「中途採用比率、最高37% 7年で2倍に今年度、本社調査 日本型雇用に変革迫る（2023年4月20日 2:00）」

2023年新入社員「今の会社であと何年ぐらい働くと思いますか？」



ウェルビーイングの向上について（第4期教育振興基本計画参考資料）

ウェルビーイングとは

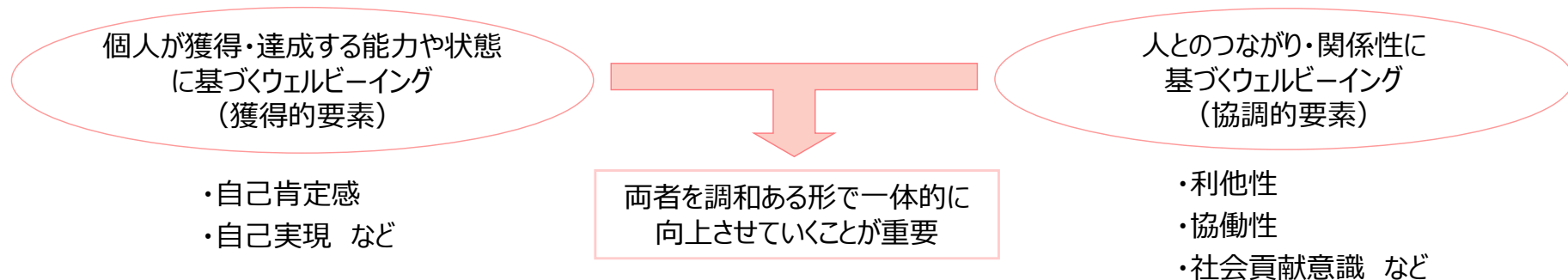
- **身体的・精神的・社会的に良い状態**にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義などの将来にわたる**持続的な幸福**を含む概念。
- 多様な個人がそれぞれ幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念。

なぜウェルビーイングが求められるのか

- 経済先進諸国において、GDPに代表される経済的な豊かさのみならず、**精神的な豊かさや健康までを含めて幸福や生きがい**を捉える考え方が重視されてきている。
- OECD（経済協力開発機構）の「Learning Compass2030（学びの羅針盤2030）」では、個人と社会のウェルビーイングは「私たちが望む未来（Future We Want）」であり、社会のウェルビーイングが共通の「目的地」とされている。

日本発・日本社会に根差したウェルビーイングの向上

日本の社会・文化的背景を踏まえ、我が国においては、**自己肯定感や自己実現などの獲得的な要素と、人とのつながりや利他性、社会貢献意識などの協調的な要素**を調和的・一体的に育み、日本社会に根差した「**調和と協調**」に基づくウェルビーイングを教育を通じて向上させていくことが求められる。



⇒日本の特徴・良さを生かし、「調和と協調（Balance and Harmony）」に基づくウェルビーイングを日本発で国際発信

【例：インドネシアG20教育大臣会合・議長サマリー】

(略) to work towards the achievement of balanced and harmonious oriented well-being and universal quality education by 2030.

3要領・指針の改定

初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について (令和6年12月25日中央教育審議会諮問)【概要】

子供たちを取り巻くこれからの社会の状況

- 不確実性の高まり（少子化・高齢化、グローバル情勢の混迷、生成AI等デジタル技術の発展等）
→子供たちは、激しい変化が止まることのない時代を生きる
- 労働市場の流動性の高まり、マルチステージの人生モデルへの転換
→自らの人生を舵取りする力を身に付けることの重要性
- 内なるグローバル化やデジタル化の負の側面等による社会の分断の芽への指摘
→多様な他者と、当事者意識を持った対話により問題を発見・解決できる「持続可能な社会の創り手」を育てる必要性
- テクノロジーは変化に伴う困難だけでなく多様な個人の思いを具現化するチャンスも生み出す
→生産年齢人口が急減する中、あらゆる資源を総動員し、全ての子供が豊かな可能性を開花できるようにすることが不可欠

現在の学校現場の状況

- 現行学習指導要領は、「社会に開かれた教育課程」を理念に掲げ、「何を学ぶか」だけでなく、「何ができるようになるか」を明確化し、「どのように学ぶか」の重要性を強調し、「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善を提示
- コロナによる制約に苦しみながらも、GIGAスクール構想による1人1台端末環境も活用し、精力的な授業改善が行われてきた
- 全国学力・学習状況調査やOECDのPISA調査において地域間格差・学力格差の改善も見られている
→我が国の初等中等教育は、質の高い教師の努力と熱意に支えられ、大きな成果を上げ続けている

顕在化している課題

①主体的に学びに向かうことができていない子供の存在

- ・ 学ぶ意義を十分に見いだせず、主体的に学びに向かうことができていない子供の増加
- ・ 不登校児童生徒、特別支援教育の対象となる児童生徒や外国人児童生徒、特定分野に特異な才能のある児童生徒への支援の充実とともに、多様性を包摂し、可能性を開花させる教育の実現が喫緊の課題
- ・ これらに向き合うことは、「正解主義」や「同調圧力」への偏りから脱却するとともに、民主的かつ公正な社会の基盤として学校を機能させ、分断や格差の拡大を防ぎ、共生社会を実現する観点からも重要

②学習指導要領の理念や趣旨の浸透は道半ば

- ・ 習得した知識を現実の事象と関連付けて理解すること、概念としての知識の習得や深い意味理解をすること、自分の考えを持ち、根拠を持って明確に説明すること、自律的に学ぶ自信がある生徒が少ないこと、等に依然として課題
- ・ 子供の社会参画の意識、将来の夢を持つ子供の割合等についても、改善傾向も見られるものの国際的に見て低い状況

③デジタル学習基盤の効果的な活用

- ・ デジタル学習基盤(※)は、一人一人のよさを伸ばし、困難の克服を助ける大きな可能性を秘めているが、効果的な活用は緒に就いたばかり
- ・ 我が国のデジタル競争力は国際比較でも低位であり、デジタル人材育成強化は喫緊の課題
- ・ 「デジタルの力でリアルな学びを支える」との基本的な考えに立ち、バランス感覚を持って、積極的に取り組む必要

(※) GIGA スクール構想による1人1台端末やクラウド環境等のデジタル学習基盤

- 子供たちが社会で活躍する2040年代を展望するとき、初等中等教育が果たすべき役割はこれまで以上に大きい

→これまでのよい部分を継承し、課題を乗り越え、高等教育との接続改善や国際的な潮流にも配慮しながら、新たな時代にふさわしい在り方を構築する必要

- 教師の努力と熱意に対して過度な依存はできず、教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合う必要性

→令和6年8月の中央教育審議会答申に基づく教員の勤務環境整備と整合させつつ、「令和の日本型学校教育」を持続可能な形で継承・発展

主な審議事項

1 質の高い、深い学びを実現し、分かりやすく使いやすい学習指導要領の在り方

- 生成AIが発展する状況の下、知識の概念としての習得や深い意味理解を促し、学ぶ意味や社会とのつながりが重要となる中、そうした授業改善に直結する学習指導要領とするための方策（特に、各教科等の中核的な概念等を中心に、目標・内容を一層構造化）
- 目標・内容の記載に表形式等を活用すること、学校種間・教科等間の関係を俯瞰しやすくすることのほか、デジタル技術を活用した工夫の在り方
- 重要な理念の関係性の整理（「主体的・対話的で深い学び」、「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実」、「学習の基盤となる資質・能力」等）
- デジタル学習基盤の活用を前提とした、資質・能力をよりよく育成するための各教科等の示し方
- 学習改善・授業改善に効果的な評価の観点や頻度、形成的・総括的評価の在り方（特に、「主体的に学習に取り組む態度」をはじめ観点別学習状況の把握をより豊かな評価につなげるための改善）

3 各教科等やその目標・内容の在り方

- 小中高等学校を通じた情報活用能力の抜本的向上を図る方策（生成AI等に関わる教育内容の充実、情報モラルやメディアリテラシーの育成強化を含む）
- 質の高い探究的な学びを実現するための「総合的な学習の時間」、「総合的な探究の時間」の改善の在り方（情報活用能力の育成との一体的な充実等を含む）
- 高等教育段階でデジタル・理数分野への学部転換等の取組が進む中での、初等中等教育段階における文理横断・文理融合の観点からの改善の在り方
- 生成AIの活用を含めた今後の外国語教育の在り方や、手軽に質の高い翻訳も可能となる中での外国語を学ぶ意義についての考え方
- 教育基本法、学校教育法等に加え、こども基本法の趣旨も踏まえた主体的に社会参画するための教育の改善の在り方
- 多くの教科・科目の構成の改善が行われた高等学校教育について、その一層の定着を図るとともに、職業教育を含めた今後の改善の在り方
- 特別支援学級や通級指導に係る特別的教育課程、自立活動の充実等を含む、障害のある子供の教育的ニーズに応じた特別支援教育の在り方
- 幼児教育と小学校教育との円滑な接続の改善の在り方、設置者や施設類型を問わず、幼児教育の質の向上を図る共通の方策

2 多様な子供たちを包摂する柔軟な教育課程の在り方

- 興味・関心や能力・特性に応じて子供が学びを自己調整し、教材や方法を選択できる学習環境デザインの重要性、デジタル学習基盤を前提とした新たな時代にふさわしい学びや教師の指導性の在り方
- 教師に「余白」を生み、教育の質の向上に資する可能性も含めた、子供たちの可能性が輝く柔軟な教育課程編成の促進の在り方（各種特例校制度等を活用しやすくすること、標準授業時数に係る柔軟性、学習内容の学年区分に係る弾力性、単位授業時間や年間の最低授業週数の示し方）
- 高等学校の生徒の多様性に応える柔軟な教育課程の実現のための、全日制・定時制・通信制を含めた諸制度の改善の在り方
- 不登校児童生徒や特定分野に特異な才能のある児童生徒など、各学校が編成する一つの教育課程では対応が難しい子供を包摂するシステムの構築に向けた教育課程上の特例等の在り方

4 教育課程の実施に伴う負担への指摘に真摯に向き合うことを含む、学習指導要領の趣旨の着実な実現のための方策

- 教育課程の実施に伴う過度な負担や負担感が生じにくい方（学習指導要領や解説、教科書、入学者選抜、教師用指導書を含む）
- 現在以上に増加させないことを前提とした年間の標準総授業時数の在り方、教育課程の実施に伴う負担に留意した上での、現代的な諸課題を踏まえた様々な教育の充実の在り方
- 新たな学びにふさわしい教科書の内容や分量、デジタル教科書の在り方
- 情報技術など変化の激しい分野において、教師の負担軽減を図りつつ最新の教育内容を扱うことを可能とするための方策
- 各学校での柔軟な教育課程編成を促進し、多様な取組の展開に資する、教育委員会への支援強化、指導主事等の資質・能力の向上の在り方
- コミュニティ・スクールを含む地域や家庭との連携・協働を促進しつつ、過度な負担を生じさせずにカリキュラム・マネジメントを実質化する方策
- 学習指導要領の趣旨・内容について、保護者をはじめ社会全体と共有するとともに、学校種を超えて一人一人の教師に浸透を促す方法の在り方

保育所、認定こども園における保育の内容の基準等の在り方について（諮問）（概要）

（令和7年4月25日 こども家庭審議会に対し、内閣総理大臣より諮問）

【背景等】

- 現行の保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領が平成30年4月に施行されてから、7年が経過。
- **こども基本法**において、こども施策の基本理念を規定。また、同年12月には「**こども大綱**」や「**はじめの100か月の育ちビジョン**」が閣議決定。**乳幼児期は、こどもの一人一人の権利や尊厳をしっかりと守り、こどもの生涯にわたるウェルビーイング（身体的・精神的・社会的に幸せな状態）の基礎を培い、人生の確かなスタートを切るために最も重要**であることが示されている。
- 昨年12月に公表された「**保育政策の新たな方向性**」では、待機児童対策を中心とした「**保育の量の拡大**」から、「**質の向上**」へと**大きく方向性を転換**することが示す。
- 保育所や認定こども園では、保育の実践に当たって、障害のあるこどもや外国につながるこどもなど、**多様な個性や特性、背景を有するこどもたちへの支援**、こどもが多様な人々と関わりながら育つための**地域との関わりや地域資源の活用**、感染症や自然災害への対応といったこどもの**健康と安全の確保**などを含めた様々な課題への対応が求められるとともに、**子育て支援の充実**も期待。
- こども家庭庁の創設に合わせて改正された学校教育法及び児童福祉法において、**文部科学大臣及び内閣総理大臣は、幼稚園教育要領及び保育所保育指針の策定に当たってあらかじめ協議し、両者の整合性の確保に配慮**することが定められた。幼保連携型認定こども園教育・保育要領を内閣総理大臣及び文部科学大臣が定めることと合わせて、**教育・保育内容の基準の整合性を一層図ることが必要**。

【審議いただく内容】

以下の事項を中心に審議。

- **こども基本法等の趣旨**を踏まえつつ、こどもが**主体的に遊び育つことを保障**する保育の在り方をどのように考えるか。
- **乳幼児期からの切れ目のないこどもの成長を保障**するため、**0歳から学童期との接続までを俯瞰（ふかん）**した保育の在り方をどのように考えるか。
- **心身の状況や置かれた環境にかかわらず、一人一人のこどもの育ちを保障**するための保育の在り方をどのように考えるか。
- **多様なこどもや大人との関わりの中でこどもが育つための**、地域に開かれた保育や子育て支援の在り方をどのように考えるか。
- **質の高い保育を支える職員の資質の向上等**の在り方をどのように考えるか。
- **設置者や施設類型を問わず、乳幼児期のこどものより良い育ちを保障していく共通の方策**についてどのように考えるか。

※ これらに関連する事項を含め、**保育所、幼保連携型認定こども園及び幼稚園の教育・保育内容の基準の整合性を確保する観点から、幼稚園及び幼保連携型認定こども園における教育の基準等に関する重要事項の調査審議を行う中央教育審議会と緊密に連携いただきつつ、乳幼児がいずれの施設に通っているかにかかわらず、質の高い保育が保障されるよう、幅広く御検討いただきたい。**

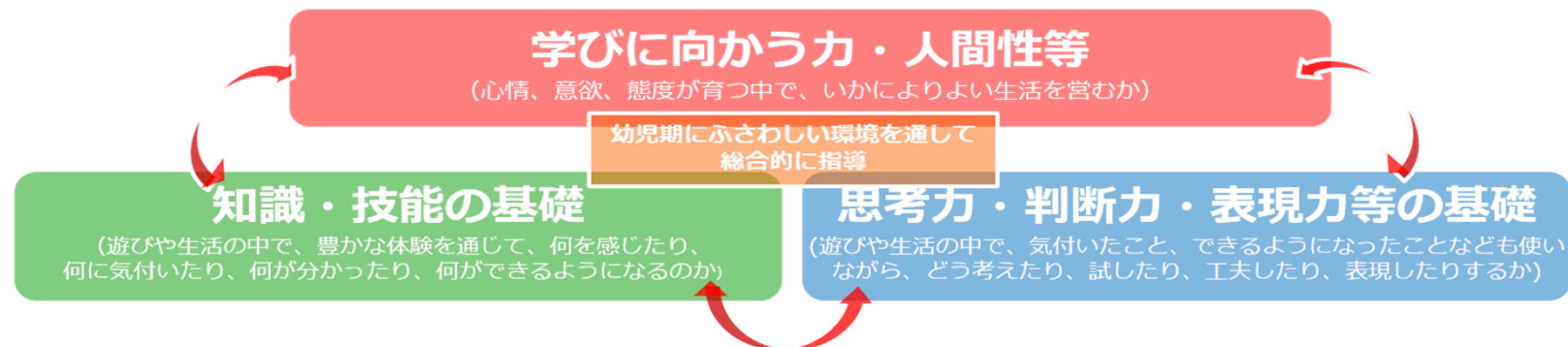
幼児教育の質保証

- 幼児期の教育は「教育基本法」において、「生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なもの」とされている。

教育基本法（抄）（平成18年12月22日公布・施行）

第十一条

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることにかんがみ、国及び地方公共団体は、幼児の健やかな成長に資する良好な環境の整備その他適当な方法によって、その振興に努めなければならない。



- 幼児教育から義務教育、高等学校教育までを見通して、生活や学習に必要な資質・能力が育まれるよう、幼児教育段階では次のような点について、施設類型を問わずに共通に告示している。

- ・次に掲げる資質・能力の基礎を一体的に育むことを明示。
- ・小学校以上の教職員との連携や、地域、家庭等との連携の手がかりとするため、幼児期の終わりまでに育ってほしい具体的な姿を明確化。

個別最適な学習の原理、 それは幼児教育でいう「環境による教育」

幼児教育では、原則教えないで、**環境を整えます**。あとは子どもを見て、子どもだけでやれることと子どもだけではやれないことを見据えます。そして、子どもだけでできないことに関して、子どもだけでできるような後押しをします。

幼児教育あるいは**特別支援教育**というのは、**環境を整えて、一人一人を丁寧に見て、その子が本当に必要なところだけを支える教育**です。要するに、個別最適な学びの原理や目指す姿はそういったところにあると思うのです。

ヒントは
幼児教育にある！



【奈須正裕先生インタビュー】「有能な学び手」としての子どもを信じる【「個別最適な学び」の核心に迫る～ひとりひとりに向き合う教育のこれから～】五月祭教育フォーラム2023 EDUPEDIA 2023.7.25 <https://edupedia.jp/archives/32162>

小学校35人学級における多様性

特異な才能の
ある子供

0.8人
(2.3%)

※1

学習面又は行動面で
著しい困難を示す子供

3.6人
(10.4%)

※2

不登校

0.7人
(2.1%)

※3

不登校
傾向

4.1人
(11.8%)

※4

家にある本の冊数が
少なく学力の低い
傾向が見られる子供

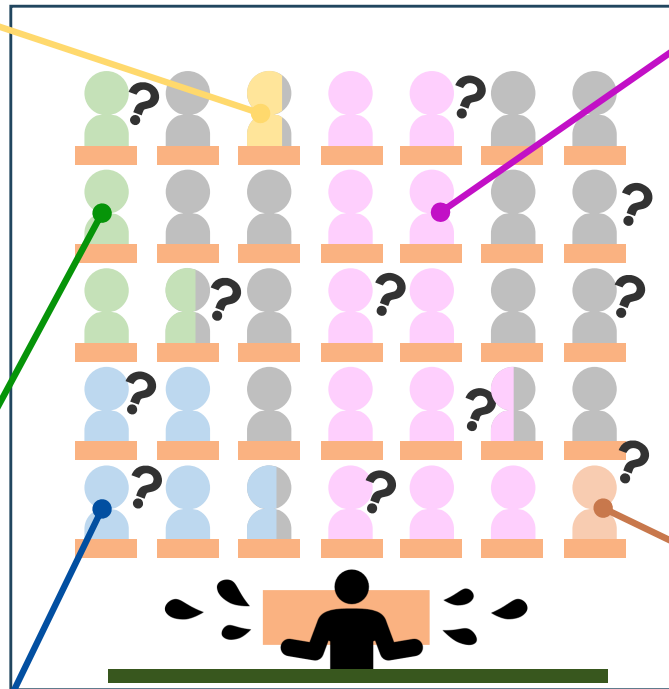
12.5人
(35.6%)

※5

日本語を家で
あまり話さない子供

1.0人
(2.9%)

※6



【出典】内閣府 総合科学技術・イノベーション会議『Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ』をベースに更新

※1 日本には定義がないため、IQ130以上を仮定し、知能指数のベルカーブの正規分布を元に算出。子供の吹き出しは、文部科学省特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議アンケートを参考に編集。

※2 文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果（令和4年）」

※3 文部科学省「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」

※4 日本財団「不登校傾向にある子どもの実態調査（2018年12月）」

※5 文部科学省・国立教育政策研究所「令和6年度全国学力・学習状況調査」

※6 文部科学省・国立教育政策研究所「令和3年度全国学力・学習状況調査」

中学校40人学級における多様性

特異な才能の
ある子供

0.9人
(2.3%)

※1

学習面又は行動面で
著しい困難を示す子供

2.2人
(5.6%)

※2

不登校

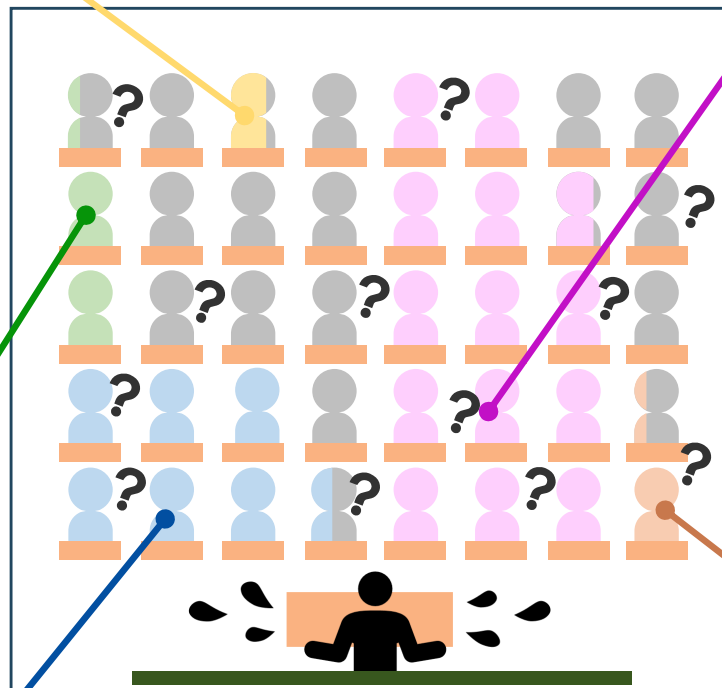
2.7人
(6.7%)

※3

不登校
傾向

4.1人
(10.2%)

※4



家にある本の冊数が
少なく学力の低い
傾向が見られる子供

15.7人
(39.2%)

※5

日本語を家で
あまり話さない子供

1.3人
(3.2%)

※6

【出典】内閣府 総合科学技術・イノベーション会議『Society5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ』をベースに更新

※1 日本には定義がないため、IQ130以上を仮定し、知能指数のベルカーブの正規分布を元に算出。子供の吹き出しは、文部科学省特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議アンケートを参考に編集。

※2 文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果（令和4年）」

※3 文部科学省「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果の概要」

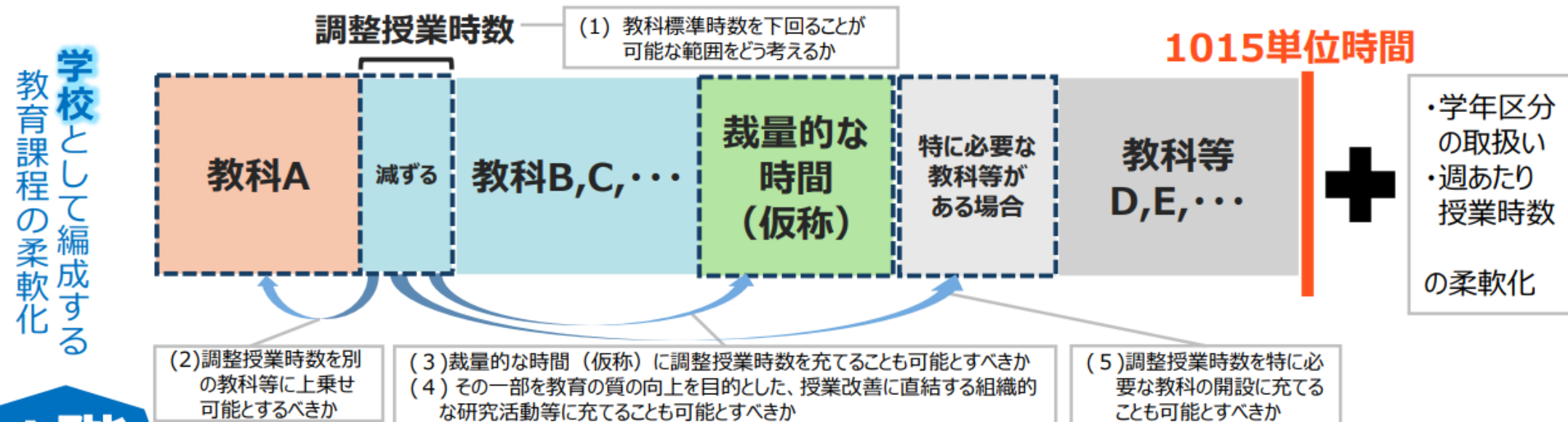
※4 日本財団「不登校傾向にある子どもの実態調査（2018年12月）」

※5 文部科学省・国立教育政策研究所「令和6年度全国学力・学習状況調査」

※6 文部科学省・国立教育政策研究所「令和3年度全国学力・学習状況調査」

柔軟な教育課程編成の促進（全体イメージ）

多様な個性や特性、背景を有する子供に対応するため、「学校」と「個々の児童生徒」単位の柔軟化を組み合わせ、
 言えば「2階建て」で複層的に包摂できる、柔軟な教育課程の仕組みの構築に向かうことが重要



※創意工夫を引き出すためのカリキュラム・マネジメントの実質化や指導主事の機能強化も図る。

幼稚園教育要領及び解説（平成29年3月告示）の例

第2章 ねらい及び内容

第2節 各領域に示す事項

2 人との関わりに関する領域「人間関係」

【内容】

(1) 先生や友達と共に過ごすことの喜びを味わう。

(略)

(5) 友達と積極的に関わりながら喜びや悲しみを共感し合う。

(略)

(7) 友達のよさに気付き、一緒に活動する楽しさを味わう。

(8) 友達と楽しく活動する中で、共通の目的を見だし、工夫したり、協力したりなどする。

(略)

(10) 友達との関わりを深め、思いやりをもつ。

【内容の取扱い】

(略)

(2) 一人一人を生かした集団を形成しながら人と関わる力を育ていくようにすること。その際、集団の生活の中で、幼児が自己を発揮し、教師や他の幼児に認められる体験をし、自分のよさや特徴に気付き、自信をもって行動できるようにすること。

(略) 幼児は、ありのままの自分が認められているという安心感や、日々の遊びや生活の中でその幼児なりのよさを捉える教師のまなざしに支えられ、自分のよさや特徴に気付き、自分に力があると信じて取り組み、自信をもって行動することができるようになっていくだろう。また、他の幼児からもその幼児のよさを認められることにより、更に幼児は活力を得て、自信を高めていく。この自信を基盤として、人と関わる力も育っていく。さらに、幼児は自分が認められることで友達のよさも認められるようになっていく。 (略)

第1章 総説

第5節 特別な配慮を必要とする幼児への指導

2 海外から帰国した幼児等の幼稚園生活への適応

海外から帰国した幼児や生活に必要な日本語の習得に困難のある幼児については、安心して自己を発揮できるよう配慮するなど個々の幼児の実態に応じ、指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行うものとする。

(略) 様々な背景をもった幼児が生活を共にすることは、異なる習慣や行動様式をもった他の幼児と関わり、それを認め合う貴重な経験につながる。そのことは、幼児が一人一人の違いに気付き、それを受け入れたり、自他の存在について考えたりするよい機会にもなり得る。こうした積極的な意義を有する一方、幼児期は、外見など自分にとって分かりやすい面にとらわれたり、相手の気持ちに構わずに感じたことを言ったりする傾向も見受けられる。教師は、そうした感情を受け止めつつも、一人一人がかけがえない存在であるということに気付くよう促していきたい。

第1章 総説

第6節 幼稚園運営上の留意事項

3 学校間の交流や障害のある幼児との活動を共にする機会

(略) また、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう努めるものとする。

(略) 障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むよう努めることが大切である。幼児が障害のある幼児と活動を共にすることは、幼児が将来、障害者に対する正しい理解と認識を深めるばかりでなく、仲間として気持ちが通じ合うことを実感するなど、視野を広げる上で有意義な機会となることが期待される。(略)

子供たちの認知特性は様々… 視覚優位、言語優位、聴覚優位、体感覚優位…

話すこと・聞くこと
書くこと・読むこと
が得意な子供

特定の分野に極めて高い
集中力を示す子供

興味や関心が
拡散しやすい子供

音やダンスで表現することが
得意な子供

文字情報の扱いが苦手な子供

キーワード

多様性を包摂し、可能性を開花させる教育。
自立心・自己肯定感の土台を形成し、共生社会を実現。

幼保小の接続

幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上

令和7年度予算額

22億円

(前年度予算額)

23億円



令和6年度補正予算額

40億円

- 幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上に向けて、自治体への支援、調査研究、教育環境の整備等により、全ての子供に対して格差なく質の高い学びを保障する。

1 幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上を支える自治体への支援 5.3億円（新規）

自治体における幼児教育センター等の幼児教育推進体制等を活用して、架け橋期（5歳児から小学校1年生までの2年間）のカリキュラムの策定や架け橋期のコーディネーターの育成・派遣を行うなど、各地域における「幼保小の架け橋プログラム」を推進し、幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上を図る。

幼児教育推進体制等を活用した幼保小の架け橋プログラム促進事業

5.3億円（新規）

2 幼児教育の質の向上に関する調査研究等 3.4億円（5.6億円）

幼児期の学びを深めていくための調査研究や、幼児教育の「職」の魅力向上・発信のための実証・モデル事業、幼児教育が子供の発達や小学校以降の学習や生活に与える影響について検証するための大規模な追跡調査等を実施し、幼児教育の質の向上を図る。

- | | |
|---|----------------|
| ① 幼児教育の学び強化事業（新たに幼保小接続による不登校・いじめ対策等に関する調査研究も実施予定） | 0.7億円（0.7億円） |
| ② 大学等を通じたキャリア形成支援による幼児教育の「職」の魅力向上・発信事業 | 1.2億円（1.3億円） |
| ③ 幼児教育に関する大規模縦断調査事業 | 1.1億円（0.8億円） |
| ④ 幼児教育の理解・発展推進事業 | 0.3億円（0.3億円） 等 |

3 幼児教育の質を支える教育環境の整備 13億円（13億円）

ICT環境整備や施設の耐震化等、幼児教育の質を支える教育環境整備を支援する。

- | | | | |
|------------------|----------|-------------|-------|
| ① 教育支援体制整備事業費交付金 | 8億円（9億円） | 〔令和6年度補正予算額 | 17億円〕 |
| ② 私立幼稚園施設整備費補助金 | 5億円（5億円） | 〔令和6年度補正予算額 | 23億円〕 |

中央教育審議会初等中等教育分科会 幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会 (令和5年2月)

学びや生活の基盤をつくる幼児教育と小学校教育の接続について ～幼保小の協働による架け橋期の教育の充実～

- ・ 幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、全ての子供に等しく機会を与えて育成していくことが必要。
- ・ 幼児期は遊びを通して小学校以降の学習の基盤となる芽生えを培う時期であり、小学校においてはその芽生えを更に伸ばしていくことが必要。そのためには、幼児教育と小学校教育を円滑に接続することが重要。
- ・ 一方、幼児教育と小学校教育は、他の学校段階等間の接続に比して様々な違いを有しており、円滑な接続を図ることは容易でないため、5歳児から小学校1年生の2年間で「架け橋期」と称して焦点を当て、0歳から18歳までの学びの連続性に配慮しつつ、「架け橋期」の教育の充実を図り、生涯にわたる学びや生活の基盤をつくることが重要。



架け橋期のカリキュラムの作成及び評価の工夫によるPDCAサイクルの確立

- ・ 幼保小が協働して、3要領・指針において幼児期の資質・能力が具体的に現れる姿として定められている「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」等を手掛かりとしながら、架け橋期のカリキュラム※を作成。小学校1年生の修了時期を中心に共に振り返って、架け橋期の教育目標や日々の教育活動を評価し、幼保小それぞれの教育を充実

※幼保小が協働して、期待する子供像や育みたい資質・能力、園で展開される活動や小学校の生活科を中心とした各教科等の単元構成等を明確化したもの

諸外国における幼児教育と小学校段階の教育の所管について

諸外国において、幼児教育とそれ以降の教育に関する政策は、**教育担当の省庁において所管**される傾向。

国	幼児教育・保育	小学校段階の教育	補足
イギリス	<u>教育省（0～4歳）</u>	<u>教育省</u>	幼児教育・保育を教育の一環として位置づけ。 教育水準局（Ofsted）による監査制度。
フランス	連帯・自立・男女平等省（0～2歳） <u>国民教育省（2～5歳）</u>	<u>国民教育省</u>	<u>3～5歳の教育は2019年度から義務教育化。</u>
米国	保健福祉省 州政府（0～5歳）	州教育局	各州に裁量があり、州によって所管の省庁や仕組みは異なる。連邦政府の権限は教育に関する調査・研究等、限定的。 ヘッドスタート・アーリーヘッドスタートは、保健福祉省が実施。
ドイツ	連邦家庭・高齢者・女性・青少年省（0～5歳） 州政府（0～5歳）	州教育省	連邦政府が所管する就学前段階の児童福祉に関する事柄以外は各州の権限となっており、州によって所管省庁や仕組みに違いがある。 （全16州中10州において教育担当省が所管）
イタリア	州・自治体（0～2歳） <u>教育・功績省（3～5歳）</u>	<u>教育・功績省</u>	「0-6統合制度」により、教育・功績省による0歳から就学までの連続性の推進。
カナダ	雇用・社会開発省（0歳～5歳） 州政府（0歳～5歳）	州教育局	各州に裁量があり、州によって所管の省庁や仕組みは異なる。 （多くは州教育局の所管。）
韓国	<u>教育省（0～5歳）</u>	<u>教育省</u>	幼稚園は教育省、保育所は保健福祉省が所管していたが、 <u>教育省に一元化。（2024年6月）</u>
中国	国家卫生健康委員会（0～2歳） <u>教育部（3～5歳）</u>	<u>教育部</u>	2010年代以降3～5歳の教育を本格的に促進し、教育部が所管する幼稚園就園率が大きく上昇。

※令和6年11月時点文部科学省調べ

※イギリスは4地域からなる連合王国であり、それぞれ共通性を持ちつつも特色ある教育制度を形成しているため、全人口の9割を占めるイングランドについて記載。

※米国及びドイツの教育政策は各州が一義的に所管しているが、国全体としては連邦政府が代表している。

※育児休業制度や貧困世帯への経済的支援等、関連施策は他の省庁においても所管されている。

OECD幼児教育・保育白書第8部（Starting Strong VIII） 「幼児教育・保育への投資による不平等の是正（2025年1月）」

◆ 幼保小の接続について



Starting Strong
**Reducing Inequalities by Investing
in Early Childhood Education and Care**



○社会的な不平等を軽減し、幼児教育・保育のメリットが長期にわたって持続するようにするには、子どもと親のための他の社会サービスや保健サービスとの連携、賢明な資金調達とガバナンスなど、部門横断的なアプローチが必要。

○その一つとして、幼児教育・保育とその後の学校の様々な段階における接続を改善することが、教育的アプローチの継続性をサポートし、それを子どもの年齢に適応させるためにも、必要である。

○例えば、日本では幼児教育と小学校教育の円滑な接続の改善を図るための「幼保小の架け橋プログラム」が実施され、このプログラムに参加した地域からは、小学校において、子どもたちの幼児教育での経験を意識し、遊びや生活経験とのつながりを意識した指導をするようになった、と報告されている。また、登校渋りの児童の減少といった報告もされている。

背景・課題

幼保小の接続期の教育の質的向上に向け、全ての子供たちの多様性にも配慮した上で学びや生活の基盤を育む「幼保小の架け橋プログラム」を推進する。具体的には、全国的な取組の充実と併せて、モデル地域において、地方自治体の担当者や幼児教育施設及び小学校の教職員等が連携・協働して「架け橋期のカリキュラム」を開発・実施するとともに、国において、その成果の検証等に関する調査研究を実施する。

事業内容

モデル地域における実践・成果の検証等を通じた「幼保小の架け橋プログラム」の推進

①モデル地域における「幼保小の架け橋プログラム」の実施

中央教育審議会初等中等教育分科会「幼児教育と小学校教育の架け橋特別委員会」における議論の成果を踏まえ、以下の取組を実施

- ・ 架け橋期のカリキュラム開発会議の設置・運営
- ・ 架け橋期のカリキュラムの開発、園や小学校における指導計画や保育の計画の作成・実施、指導の改善
- ・ 架け橋期のカリキュラムの実施に必要な教材や研修等の開発・実施 等

②モデル地域の成果検証

研究機関による実地調査やヒアリング、アンケート等の客観的な調査を通じて、モデル地域における「幼保小の架け橋プログラム」の取組状況やその成果を検証するとともに、幼保小の接続に関する改善事項を整理し、全国展開に向けた提言を行う

③「幼保小の架け橋プログラム」の成果普及

「幼保小の架け橋プログラム」の更なる全国展開に向け、モデル地域における3か年の取組等を踏まえ、「幼保小の架け橋プログラム」の取組・成果について、全国への広報・プロモーションを実施

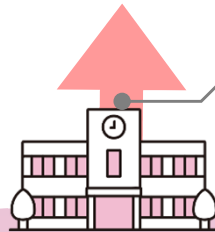
モデル地域 (19自治体)

北海道、岐阜県、滋賀県、広島県、山口県、高知県
秋田県大館市、宮城県白石市、福島県西会津町、埼玉県川越市、神奈川県横浜市、
静岡県袋井市、静岡県掛川市、京都府京都市、大阪府枚方市、大阪府箕面市、
島根県津和野町、香川県高松市、大分県竹田市

幼児教育推進体制等を活用した幼児期及び 幼保小接続期の教育の質向上に関する体制イメージ

子供に関わる
全ての関係者が
立場を越えて連携・協働

- 0歳～18歳の学びの連続性
- 教育の連続性・一貫性の確保



小学校



家庭



地域

保護者や地域住民の参画
社会に開かれたカリキュラム

- 幼児教育と小学校教育の円滑な接続
- 幼保小の相互理解、連携・協働

架け橋期の
コーディネーター



教育委員会



保健・福祉担当部局

連携



幼児教育センター

架け橋期のコーディネーター
(兼) 幼児教育アドバイザー



幼児教育
アドバイザー



保育所



認定こども園



幼稚園



設置者や施設類型を問わず、家庭や地域の状況にかかわらず、全ての子供に格差なく質の高い学びを保障

地域一体で幼児教育の質を高め合う体制作り

幼児教育センター設置 道府県一覧

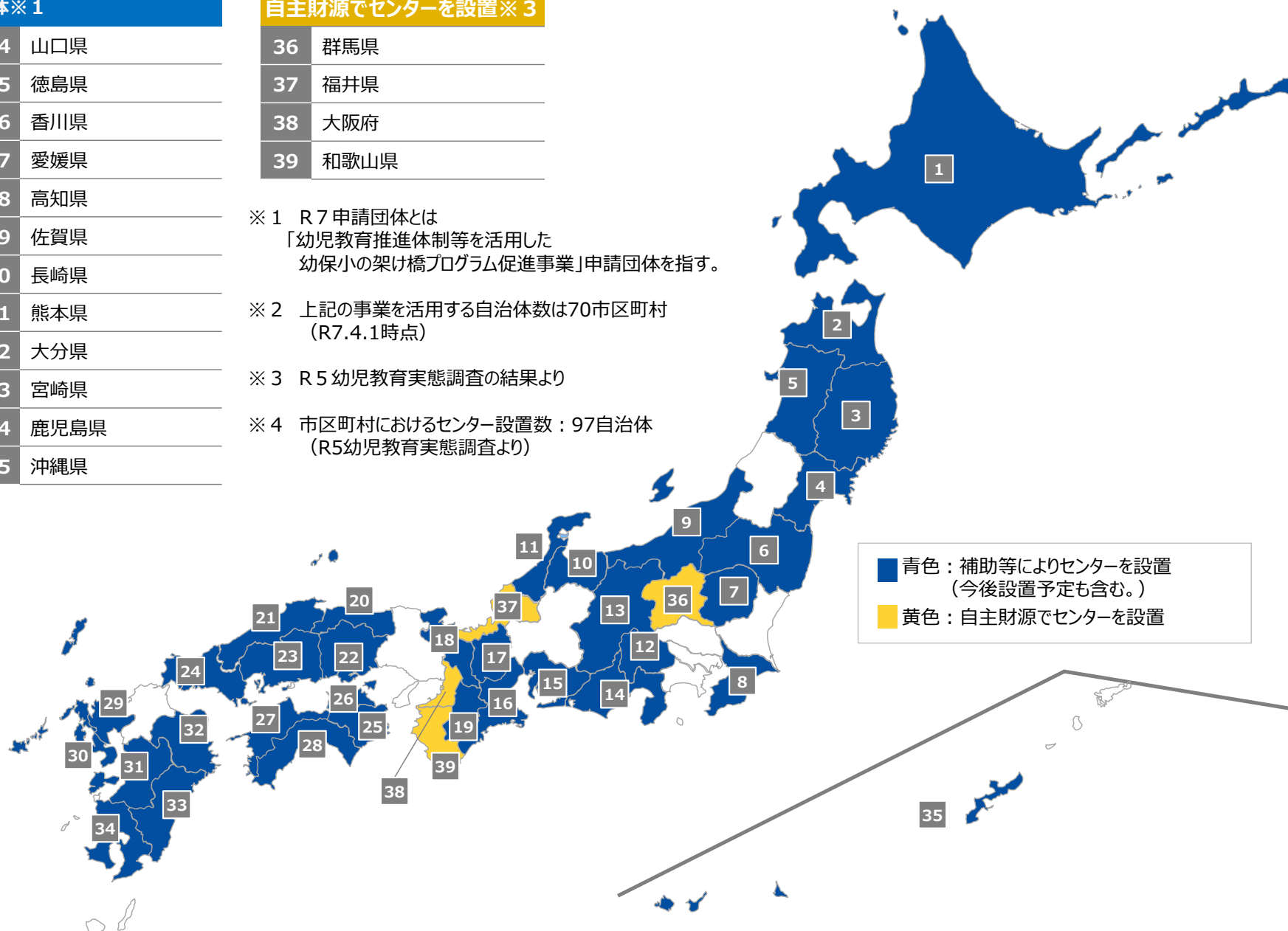
R7申請団体※1

1	北海道	24	山口県
2	青森県	25	徳島県
3	岩手県	26	香川県
4	宮城県	27	愛媛県
5	秋田県	28	高知県
6	福島県	29	佐賀県
7	栃木県	30	長崎県
8	千葉県	31	熊本県
9	新潟県	32	大分県
10	富山県	33	宮崎県
11	石川県	34	鹿児島県
12	山梨県	35	沖縄県
13	長野県		
14	静岡県		
15	愛知県		
16	三重県		
17	滋賀県		
18	京都府		
19	奈良県		
20	鳥取県		
21	島根県		
22	岡山県		
23	広島県		

自主財源でセンターを設置※3

36	群馬県
37	福井県
38	大阪府
39	和歌山県

- ※1 R7申請団体とは
「幼児教育推進体制等を活用した
幼保小の架け橋プログラム促進事業」申請団体を指す。
- ※2 上記の事業を活用する自治体数は70市区町村
(R7.4.1時点)
- ※3 R5幼児教育実態調査の結果より
- ※4 市区町村におけるセンター設置数：97自治体
(R5幼児教育実態調査より)



コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

教育委員会

コミュニティ・スクール
(学校運営協議会を設置した学校)

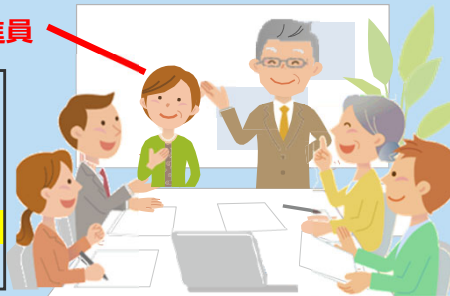
学校運営協議会

学校運営や学校運営に必要な支援に関する協議を行う
※地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5

- 校長が作成する学校運営の基本方針を承認
- 学校運営について、教育委員会又は校長に意見
- 教職員の任用に関して、教育委員会に意見

地域学校協働活動推進員

(委員) 10～15人程度
・地域住民、保護者
・地域学校協働活動推進員
・その他教育委員会が必要と認める者
(例：近隣幼稚園等・小中学校関係者) など



校長等

学校運営の
基本方針

学校運営・
教育活動



意見

学校運営
教職員の任用

説明

承認

説明

意見

任命

委嘱

情報共有

地域学校協働活動推進員 ※社会教育法第9条の7
地域と学校をつなぐコーディネーターの役割

情報共有

教育・体験活動プログラム等の利用者と提供者のマッチングを行うポータルサイト(現在構築中)の活用

地域学校協働活動

地域と学校が連携・協働して行う
学校内外における活動

※社会教育法第5条

地域学校協働活動推進員



地域住民等の参画を得て、
・放課後等における学習支援・体験活動(放課後子供教室など)
・授業補助、校内清掃、登下校対応、部活動補助などの学校における活動
・地域の防災活動やお祭り等地域の伝統行事への参画など地域を活性化させる活動などを実施

※ 地域学校協働本部
地域の人々や団体による「緩やかなネットワーク」を形成した地域学校協働活動を推進する体制

子ども・教職員・保護者・地域が共に創るウェルビーイング（幸せ感・充足感）の実現

基本情報

学校

田村市立常葉幼稚園・小中学校

学校運営協議会

常葉幼稚園・小中学校運営協議会

令和2年6月26日 設置

委員構成

常葉幼小中PTA役員(現・元会長)
地域住民
常葉地域学校協働コーディネーター
幼稚園長・小中校長
地域の有識者 など12名

会議回数

年間平均6回程度

地域学校協働活動推進員等数
()は内、学校運営協議会委員数

地域学校協働活動推進員0名(0名)

地域コーディネーター 1名(1名)

地域学校協働本部

田村市地域学校協働本部

背景・取組概要

- ◆ 東日本大震災以降、本県では少子高齢化の進展や人口減少の急速な進行により、地域や家庭の教育力の低下や、学校における学級の小規模化又それに伴う統廃合の問題が、適正な教育環境を維持する上で大きな課題となっている。地域と学校が協働して、これらの課題の解消に取り組み、**学校や地域の教育活動の魅力化**を図っていく必要がある。
- ◆ 常葉地区の幼小中の学校運営協議会は、今年度で5年目を迎えている。「子どものウェルビーイング」の実現のためには、「教師のウェルビーイング」を確保し、それを家庭、地域と共に広げ共有していく必要がある。すべての教育活動について「**対話から信頼を高めていく**」ために、今年度は教育目標をさらによりよいものにするために「**熟議を複数回行い**、地域・学校・保護者の関係がより深いものになり、学校経営が改善されると同時に、**子どもが成長し、地域が元気になるという視点を大事にする**。併せて**幼小中の学びについて系統性・連続性のある教育を目指し**、保護者、地域と共に教育目標やビジョンを明確にする。

工夫・ポイント・特徴的な取組

- ◆ 「**対話による信頼感向上のための熟議**」を核にした学校運営協議会
年6回の協議会の中核に「熟議」を据え、**学校教育目標や学校経営ビジョンについて保護者、地域の方々と共に話し合う場を設定し、令和7年度の教育課程に反映**する予定で取り組んでいる。
(4月25日・文科省CSマイスターとの研修会「コミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的な推進」)
(7月5日・**第1回ミニ熟議：「子ども、家庭、地域のウェルビーイングの実現」**の研修会と感想交流会
常葉地区青少年健全育成市民会議等地域含めて40名が参加、文科省CSマイスターからの助言)
(8月20日・**第1回熟議：「常葉地区の子どもたち、学校(園)、地域をどのように育てたいですか」**
のテーマのもと、45名が参加)
(12月13日・**第2回熟議：「子育てあるある」**のテーマのもと、60名が参加)
- ◆ **支援する者、される者の両者が幸せになり、充足感が持てる地域学校協働活動**
各ボランティア活動に参加される方が、また活動したいと思えるような環境づくりの推進。特に各活動においてボランティアの支援を受けるだけでなく、各活動の事後に**子どもからの感想や意見をフィードバックする機会(事後の感想記入や職員との振り返りの場の設定)**を作ること、活動の広がり(例：そば打ち体験から家庭科でのソバ粉を使ったスイーツ作り、そばの種まきから地域の名産エゴマ作りの提案、夏祭りの実施等)が**子どもから提案され、支援を受けるだけでなく双方向の交流**になっている。
- ◆ **コミュニティ・スクール、地域学校協働活動、幼小中一貫教育の三位一体的推進**
幼小の架け橋プログラム、小中教員の乗り入れ授業、全国学力・学習状況調査の向上へつなげる授業研究会、小中合同行事等への学校運営協議会委員の参加機会を作り、現場での意見交換を教育課程の編成に役立てている。
また、今年度複数回実施している熟議の場に常葉地区青少年健全育成市民会議のメンバーや常葉公民館の職員等の**重要な地域関係者が参加**していること、進捗状況について学校等へ田村市地域学校本部のメンバーが視察に来る等の特徴的な取組について、**他の中学校区へも活動の広がり**を見せている。



【第1回熟議の様子】

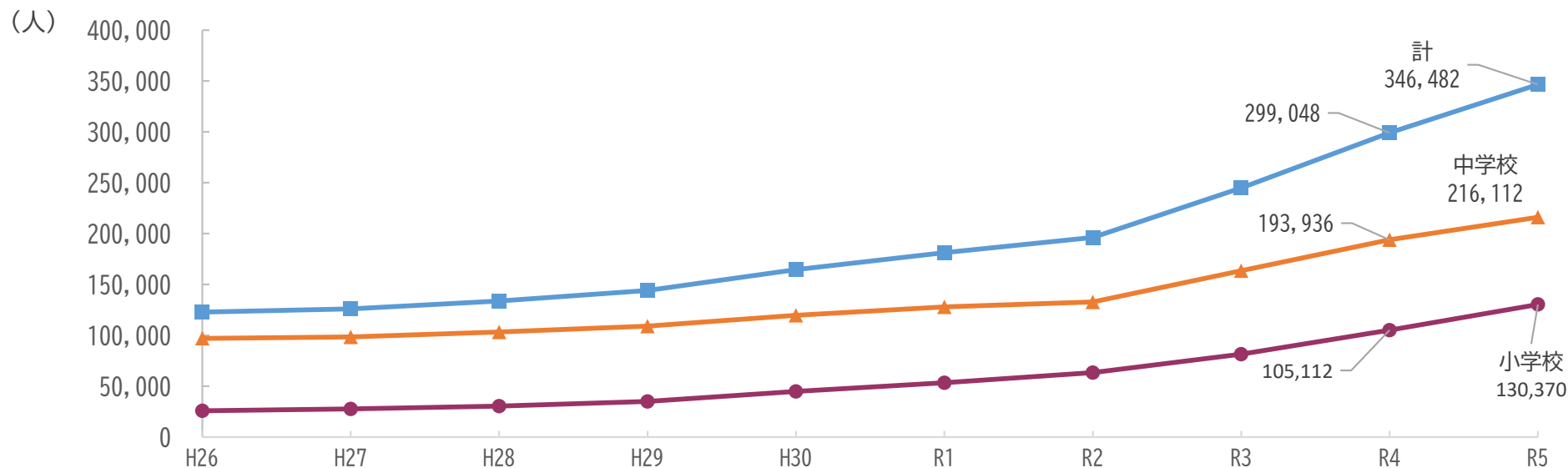
成果・効果

- ◆ ①**常葉地区幼小連携**、②**小中一貫教育の推進の両方**に関して**学校評価の項目に好影響が見られる**。(①は幼小の架け橋プログラムの検討へ学校運営協議会委員も参画、②は学校評価の項目)
例：合同授業研究会の継続や共通道徳の実施によるA評価 小R4・50%→小R5・89.5%、中R4・18.2%→中R5・64.3%)
- ◆ 多様な地域学校協働活動のボランティア協力もあり、「夏祭り」時には全児童の登校(217名)となり不登校児童0名：「R6.9.9現在」が続いている。
- ◆ 熟議の継続開催により、教師、保護者、地域の方々が「**もっと、お互いの事を理解して子どもたちのためになることをしていきたい。**」等の感想が寄せられている。

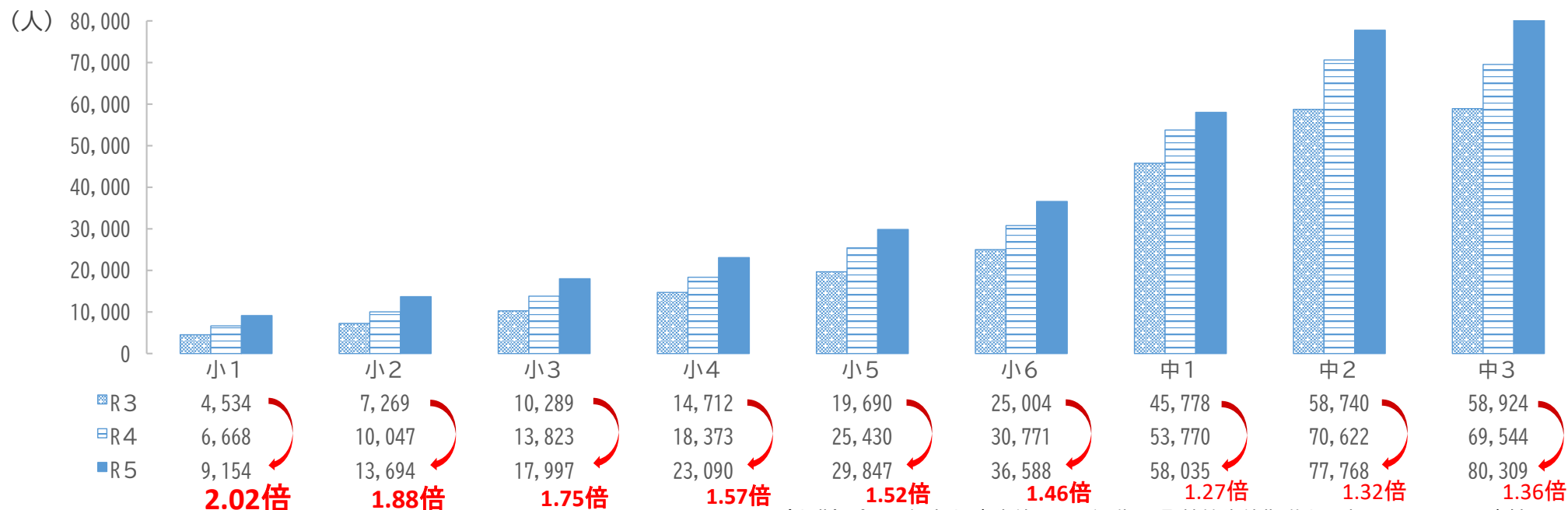
不登校の状況について

- ・小・中学校における不登校児童生徒数は約34万6千人(過去最多)
- ・全学年で前年度と比較して増加しているが、近年、**小学校低学年の増加率が大きくなっている。**

小・中学校それぞれの不登校児童生徒数の推移



学年別不登校児童生徒数



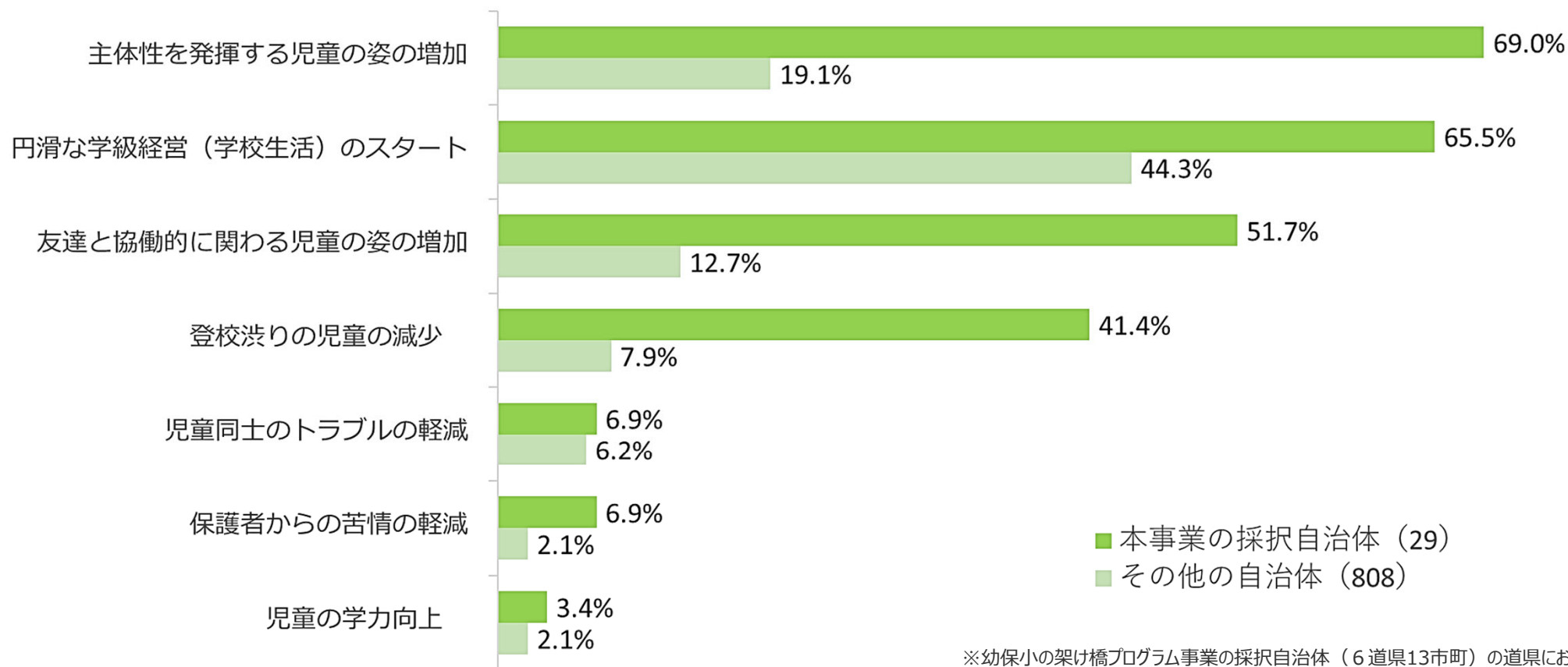
(出典) 令和5年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について

幼保小の架け橋プログラムの成果

(幼保小の架け橋プログラム事業におけるアンケート調査結果より)

Q. 幼保小の接続に取り組んでいる中で、改善された小学校（学級）の課題があれば、当てはまるものを選択してください。
(当てはまるものを全て選択)

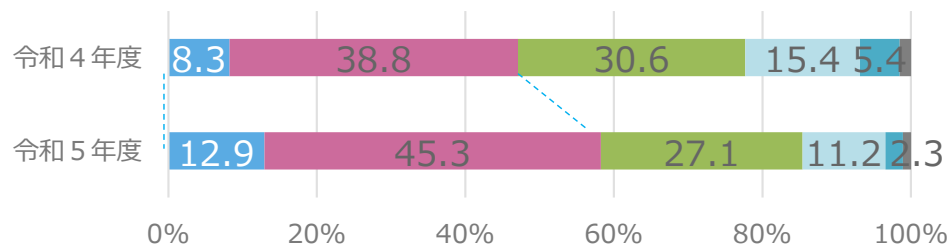
【改善された小学校の課題（令和5年度）】



※幼保小の架け橋プログラム事業の採択自治体（6道県13市町）の道県においては、道県の回答及び連携市町からの回答を「採択自治体」として集計している。

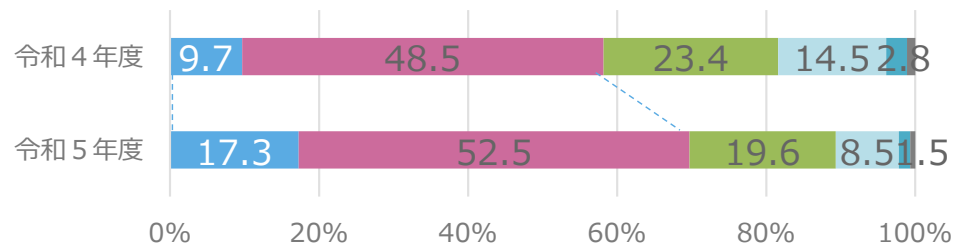
Q. 今年度の幼保小の接続の取組を通して、貴園・貴校の先生による／ご自身の子どもへの関わりや指導方法に変化はありましたか。

幼児教育施設（管理職）



■ とても変化があった ■ やや変化があった ■ どちらともいえない
■ あまり変化がなかった ■ まったく変化がなかった ■ 不明

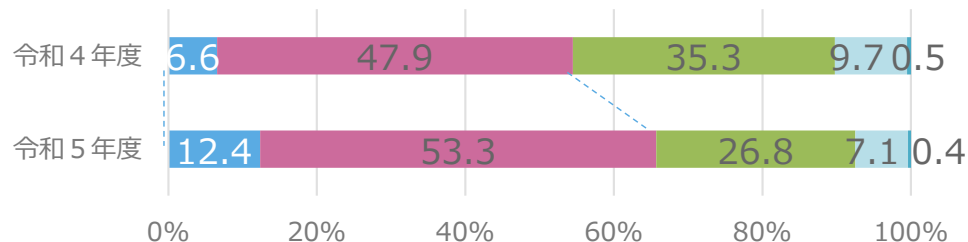
幼児教育施設（学級担当）



■ とても変化があった ■ やや変化があった ■ どちらともいえない
■ あまり変化がなかった ■ まったく変化がなかった ■ 不明

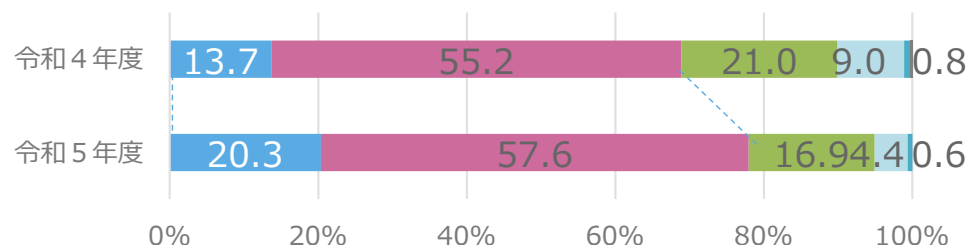
- 幼児教育施設においては、小学校教育を見通し、人前で自分の意見や気持ちを話す機会の設定や、小学校進学への興味や期待を膨らませる指導、子供自身が時間を意識できるような働きかけなど、小学校の生活や学びへの接続に向けた指導への変化を回答する割合が増えた。

小学校（管理職）



■ とても変化があった ■ やや変化があった ■ どちらともいえない
■ あまり変化がなかった ■ まったく変化がなかった ■ 不明

小学校（学級担当）



■ とても変化があった ■ やや変化があった ■ どちらともいえない
■ あまり変化がなかった ■ まったく変化がなかった ■ 不明

- 一人一人の児童の実態や興味・関心に合わせた指導、児童の幼児教育施設での経験を意識し、できるようになったこと・まだできないことを考慮した指導、児童が安心して活動できる教室環境や授業構成など、幼児教育の考え方を参考にした指導への変化を回答する割合が増えた。

幼保小の架け橋プログラム事業における採択自治体からの報告書より

- ◆ 幼保小の先生からは、教育観や指導観が大きく変化したとの声がたくさんあがっている。具体的には、遊びや学習の中で「子供にこれまでの経験を尋ねる」「子供の思いを聞く」「子供に任せて待つ」など子供主体の保育や授業を意識した援助がたくさん見られるようになった。（高知県）
- ◆ 小学校の先生の変容として、子供たちの主体的な学びのために本当に必要な支援とは何かを考え、授業において発問の精選をするようになった。また、他教科や前時とのつながりだけでなく、日常の子供たちの関わりの中で得られた気付きや感じたことを大切にして、遊びや生活経験を生かした授業づくりを心がけるようになった。（広島県）
- ◆ 小学校において「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を意識した授業を展開することで、幼児期の学びに積み重ねていく意識や子供への言葉かけの変化や、すべてゼロから教えるのではなく「こういう時、どうしてた？」「こういうの知ってる？」と子供たちに投げ掛けるようになった。（大阪府箕面市）
- ◆ 実践に当たり、幼児教育施設で実践しているドキュメンテーションを活用して学習過程を示すことにより、「面白かった、楽しかった」という振り返りが多くなりがちな子供も、「あの時は〇〇なことがあって〇〇風にしたらうまくいった」などと自らの思考をたどり、具体的に振り返る姿が見られるように変化してきた。（宮城県白石市）
- ◆ 登校しぶりや離席する子が少なくなり、子供の集中力や活動への関心・意欲の持続が伸びている。（静岡県袋井市）
- ◆ こども園と小学1年生との交流より、小学校進学に対する不安が解消されたり、「まねしたい」の気持ちや言葉や文字などへの興味・関心が高まった。（福島県西会津町）

幼保小の架け橋プログラム事業における各教育委員会の取組等

- ◆ 公立幼稚園と認定こども園・保育所、私立幼稚園の所管課が三つに分かれており、幼児教育センターの設置はなく、カリキュラムを開発するための会議等も実施していない。そこで、3課局で「プロジェクト会議」を立ち上げ、カリキュラムの方向性を示す滋賀県版「架け橋期のカリキュラム」枠を開発。
(滋賀県)
- ◆ 小学校初任者研修では「園・所における保育体験」として、小学校の初任者を対象に、幼稚園・保育所・認定こども園において保育体験を行うことで、「遊びは学び」という乳幼児期の教育・保育の基本的な考え方を理解するとともに、園・所における子供の見取りや支援の在り方等を体感し、自身の小学校における教育活動の充実につなげる。(広島県)
- ◆ 各市町の教育委員会と保育主管課の連携を図るために「市町保幼小連携担当者研修会」を開催し、全市町の教育委員会と保育主管課の担当者が参加し、各市町における架け橋期のカリキュラム作成・実践・検証・改善に関する取組を協働して考える場を設ける。(山口県)
- ◆ カリキュラム開発会議の委員として、モデル地域の公立・私立保育園、私立認定こども園の施設長、小学校の校長が入ることで、会議における議論を踏まえ、課題意識をもって園・校運営に取り組む。(高知県)
- ◆ 公立幼小に幼保小連携・接続主任の設置と民間の幼保を含む全市連携主任・窓口担当者一覧の作成・配付し、連携・接続主任研修会の実施する。(令和6年度実施予定)(京都府京都市)

※幼保小の架け橋プログラム事業の採択自治体の報告書より

幼保小の架け橋プログラムにおける取組を契機として、教育委員会が有する学校教育の専門的知見を生かしながら、私立幼稚園・保育所・認定こども園などへも積極的に関与することで、設置者や施設類型を問わず、幼児期及び幼保小接続期の質的向上に向けた取組を一体的に推進していくことが重要である。

幼児教育推進体制等を活用した 幼保小の架け橋プログラム促進事業

令和7年度予算額

5億円
(新規)



現状・課題

- ・ 幼児教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、家庭や地域の状況に関わらず、全ての子供が格差なく質の高い学びを享受でき、その後の学びへと接続できるよう、**幼児期及び幼保小接続期の教育の充実を図ることが重要**である。
- ・ 国においては、この趣旨を実現するため、**モデル地域における「幼保小の架け橋プログラム」の実践・成果検証**を行ったところ、**小学校入学当初の教師の指導方法が変わり、子供の主体的な姿がより見られるようになってきているなどの成果**が上がっている。
- ・ 一方で、全国的にみると幼保小の接続に関する取組は未だ不十分であり、設置者や施設類型を問わず、各地域において**幼保小の関係者が連携・協働し子供の発達や学びの連続性を確保したカリキュラムの実施や教育方法の改善などが必要**である。

事業内容

幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上を図るため、**自治体における幼児教育センター等の幼児教育推進体制等を活用**した、**架け橋期のコーディネーター等の育成・派遣**を推進すること等により、**5歳児から小学校1年生までの架け橋期のカリキュラムの策定・実施・改善**を行うための体制を構築し、**全国規模で「幼保小の架け橋プログラム」の更なる促進**を図る。

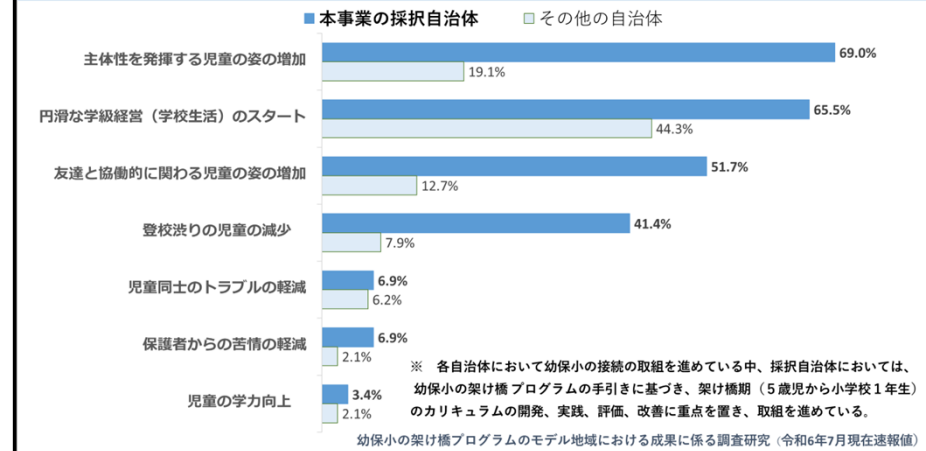
実施主体	都道府県 市区町村	補助率	架け橋期のカリキュラムの実施、人材育成：1/2 幼児教育アドバイザー活動※：1/3
------	--------------	-----	--

※「幼児教育推進体制を活用した地域の幼児教育の質向上強化事業」の実施実績が2年以下の自治体が対象。

補助対象経費	幼児教育アドバイザーや架け橋期のコーディネーター等の派遣・育成に必要な経費 架け橋期のカリキュラム開発会議等の開催に必要な経費 実践研究、巡回訪問、公開保育・研修等の実施に必要な経費 （人件費、会議費、諸謝金、旅費、委託費等）
--------	--

[都道府県・指定都市の負担分に対して普通交付税措置]

幼保小の架け橋プログラムの成果



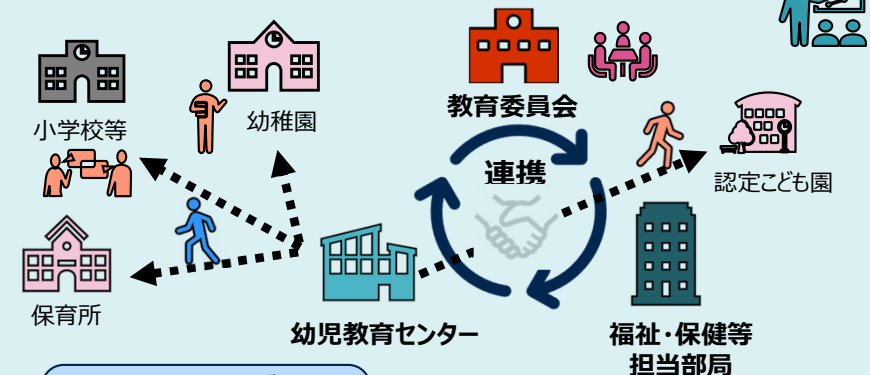
「幼保小の架け橋プログラム」の促進

架け橋期のカリキュラムの実施

- ◆ 架け橋期のコーディネーターの派遣
- ◆ 架け橋期のカリキュラム策定・実施・改善
- ◆ カリキュラムの実践研究、普及・啓発活動

人材育成

- ◆ 研修の実施
- ◆ 研修教材の作成



幼児教育アドバイザー活動

- ◆ 幼児教育に関する指導・助言
- ◆ 障害のある幼児・外国人幼児受け入れ等の課題を持つ園への支援

(担当：初等中等教育局幼児教育課)

広域連携による市町村事務の共同実施モデル構築事業

(幼児期及び幼保小接続期の教育の質の維持・向上を図る取組)

【総務省自治行政局市町村課及び文部科学省初等中等教育局幼児教育課による連携事業】

【総務省予算】

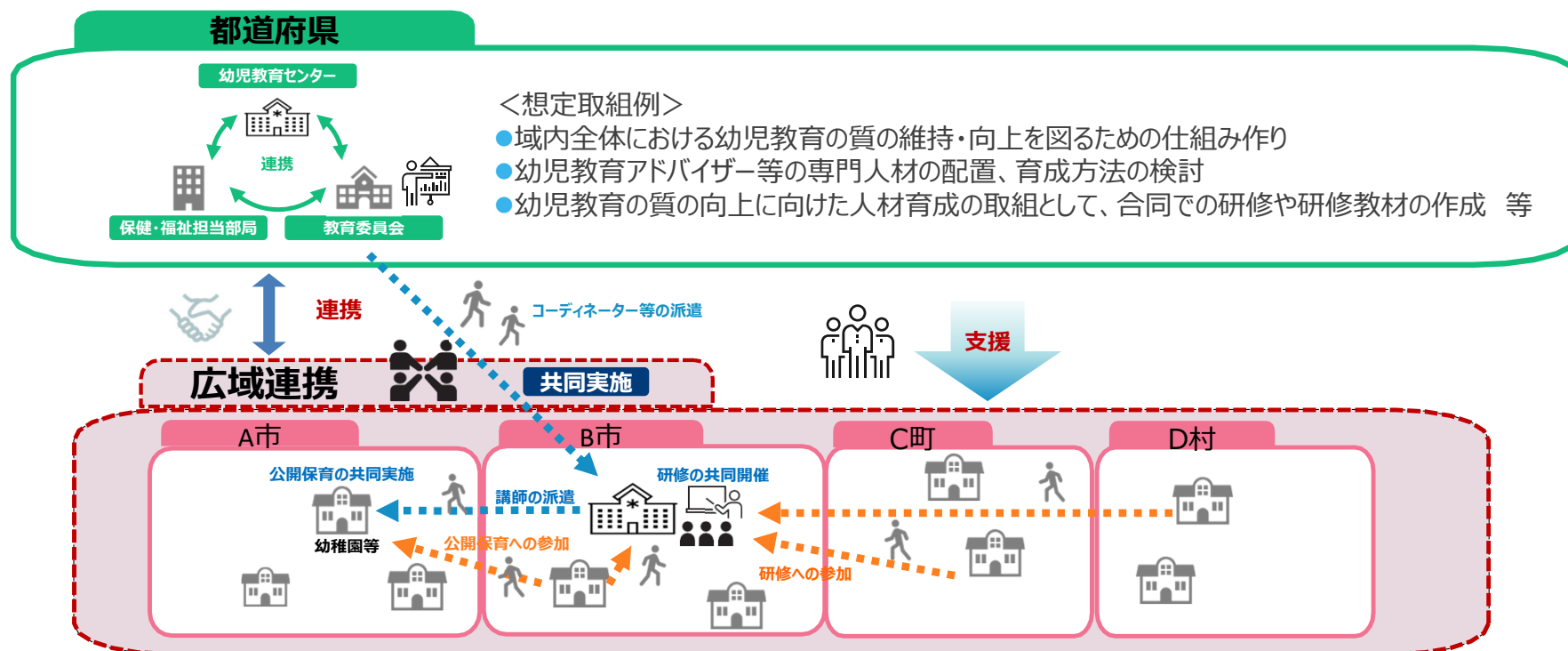
令和6年度補正予算額 2.6億円の内数

背景・課題

- 公私・施設類型問わず、人口減少下にあっても、地域全体の幼児教育の質の維持・向上を図るためには、地域の課題に的確に対応する自治体における幼児教育推進体制の充実・活用の促進が必要である。
- しかし、小規模市町村では、複数の施設類型が存在する幼児教育現場の多様な実情に応じた支援を実施するための専門性を有する人材の配置が困難な状況がみられることから、都道府県が広域調整機能を果たし域内の市町村間の連携や、専門人材の育成・活用等の取組を支援していくことが必要である。

事業内容

域内の幼児教育の質の維持・向上を図るため、**都道府県が自治体間の広域連携を支援し、幼児教育の質の向上に向けた人材育成**のための取組の実施や、幼児期及び幼保小の接続期の教育に関して知見を有する**専門人材の域内全体での配置・活用を促進**するなど、関係自治体で**共同実施**することで、**全国展開可能な地域の幼児教育の質の維持・向上に向けた広域連携モデル**を検討し提案する。



幼児期及び幼保小接続期の教育に関する参考資料

◆ 幼児期の大切な学びが分かる動画シリーズ

幼児教育は何のためなのか、幼稚園等においては、子供たちに遊びを通してどのように資質・能力を育んでいるのかについて各動画で解説しています。

幼児教育の
重要性
お知らせポスター

幼児期に 本当に大切な学びって 何ですか？

幼児期は、「遊び」の中で周囲のヒト・モノ・コトに自ら進んで関わりながら、豊かで多様な体験を通して、様々な「学びの芽」を育てていく時期です。

小学校以降の学びの基礎となる「学びの芽」。

そんな「学びの芽」はどのように育てられているのでしょうか？



遊びは学び 学びは遊び
“やってみてが学びの芽”

文部科学省

◆ 幼児教育と小学校教育がつながってどうということ？

幼児教育と小学校教育の接続について、幼児期の遊びを通した学びと小学校の各教科等の学習のつながりが見える化し、幼保小の相互理解を促進するための参考資料です。

第1章「幼児教育と小学校教育」においては、それぞれの教育の特徴等を解説し、第2章「各教科等における学びのつながり」においては、幼児期の遊びを通した学びと各教科等の学習（小学校一年生で学習する全ての各教科等）とのつながり等を解説しています。

幼稚園等

幼児期の遊びを通した学び



小学校

幼児期の遊びを通した学びを生かした授業展開例



(文部科学省HP)

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/youchien/mext_02697.html

(書籍情報)

https://www.toyokan.co.jp/products/5659?_pos=1&_sid=6530f6695&_ss=r (東洋館HP)





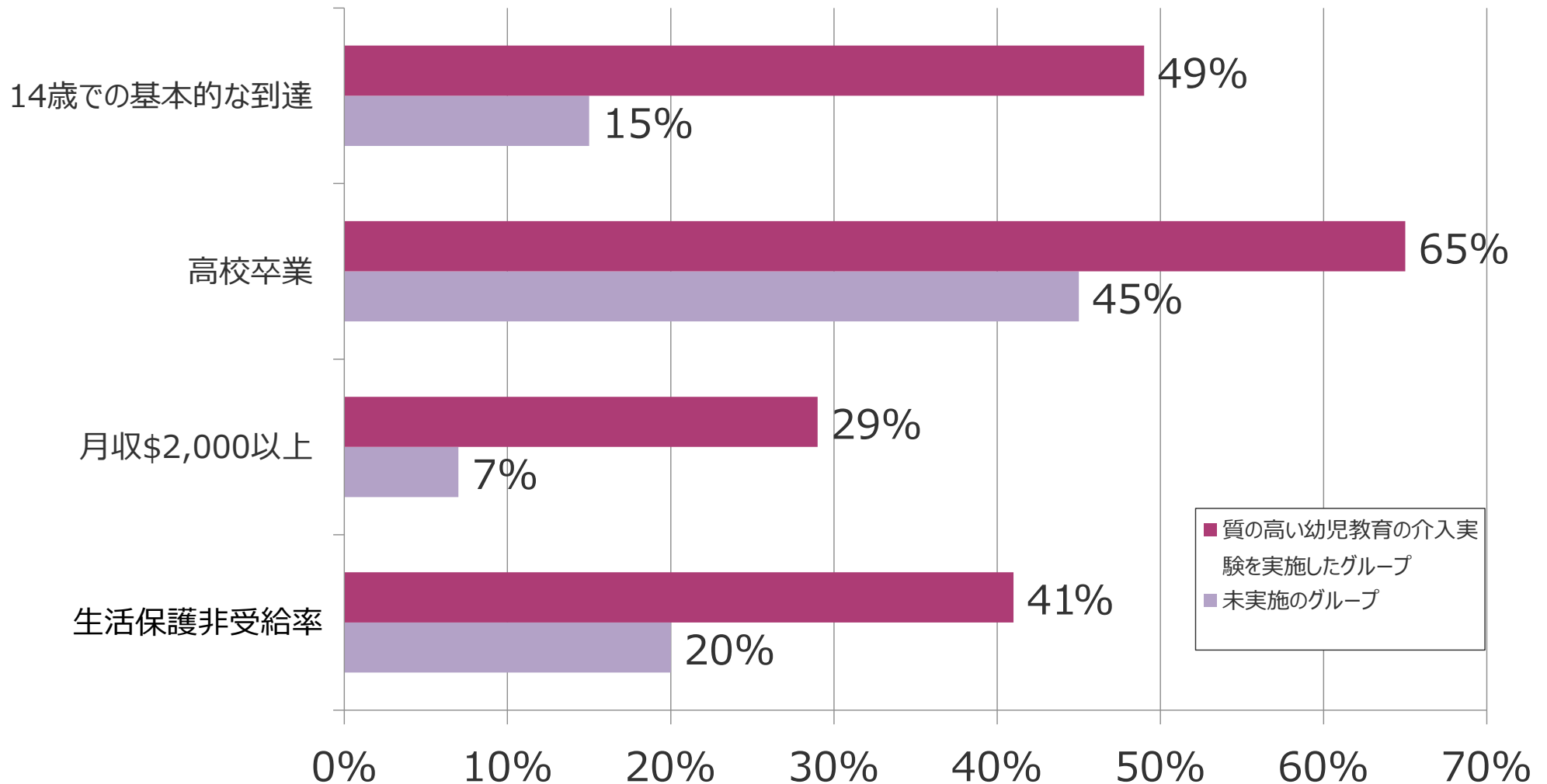
幼児教育は何のため？

幼児教育は何のため？（幼児期の大切な学びが分かる動画） - YouTube

その他

幼児教育への投資の効果

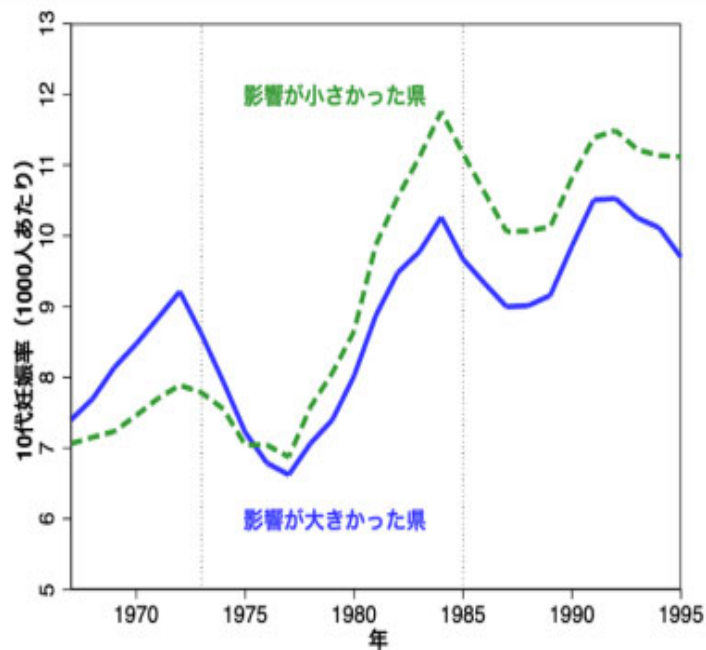
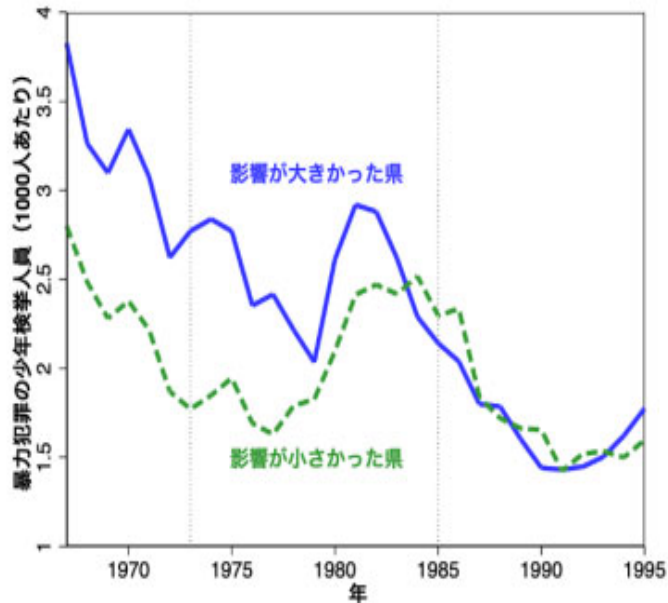
- 教育の効果は、受けた本人だけでなく、社会に対しても効果大きい。
- 質の高い幼児教育プログラムへの参加は、将来の所得の向上や生活保護受給率の低下等につながる。



出典： Heckman and Masterov (2007) “The Productivity Argument for Investing in Young Children”

※ 1960年代のアメリカ・ミシガン州において、低所得層アフリカ系アメリカ人3歳児で、学校教育上の「リスクが高い」と判定された子供を対象に、一部に質の高い幼児教育を提供し、その後約40年にわたり追跡調査を実施しているもの。（ペリー就学前計画）

「幼児教育の拡充が少年期の非行と10代の妊娠を抑制 -1960年代の幼児教育改革がもたらした長期的影響を検証-」



- 2025年3月31日付でJournal of Public Economics 誌で発表。東京大学、立教大学、専修大学の研究グループが明らかにしたもの。
- 本研究では、1960年代に日本全国で進められた就学前教育の拡充を対象に、就園率が大幅に上昇した県（青線）と、変化が小さかった県（緑線）を比較。
- 幼児教育の拡充が少年期の暴力犯罪の減少に寄与していることを確認。また、10代の妊娠率についても、就園率の上昇とともに低下することが明らかに。
- 幼児教育が学力向上にとどまらず、成長後の行動にも影響を与えることを示唆。

背景・課題

- 幼児教育の分野においては、長年にわたり、より良い教育を目指した実践等が積み重ねられてきたが、今後は調査・研究から得られた実証データの分析によるエビデンスにも基づきながら、政策形成に取り組むことが重要。また、諸外国では、幼児教育の効果を示した長期追跡調査の研究成果はあるが、各国の教育制度や文化等も異なることから、日本においても、大規模な追跡調査を実施することが必要。
- 本調査では、**子供の成長に資する質の高い幼児教育を科学的に明らかにし**、今後の幼児教育の政策形成（幼稚園教育要領の改訂や指導資料の充実等）に資するエビデンスを得るため、**令和6年度における5歳児を対象に5年間の追跡調査を行い、幼児教育が、子供の発達、小学校以降の学習や生活にどう影響を与えるかについて検証**を行う。

調査の概要

（1）実施対象 令和6年度における5歳児を対象にした5年間の追跡調査

※地域区分や人口規模等を踏まえて、全国8ブロックから大規模・中規模・小規模自治体合わせて75市町村から調査対象者を無作為抽出

（2）調査方法・調査対象 以下の調査対象者にアンケート調査を実施

- ①調査開始（R6年度）時点で、**就学前教育・保育施設（施設種、公立・私立、認可・無認可は問わない）に通う5歳児の子供をもつ保護者**
- ②上記①の5歳児の子供が通う**施設の園長・担任保育者**（幼稚園教諭、保育教諭、保育士等）※本調査1年目（R6年度調査）のみ
- ③上記①の5歳児が就学した**小学校の校長・担任教師** ※本調査2年目（R7年度調査）～

（3）調査内容

- ①保護者：生活スキル、認知能力、非認知能力、家庭での養育環境 等
- ②園長・保育者：保育者の人数、園の取組、労働環境、保育者の実践 等 ※本調査1年目（R6年度調査）のみ
- ③小学校の校長・担任教師：幼保小接続の取組、学級風土 等 ※本調査2年目（R7年度調査）～

※なお、調査の実施に当たっては、委託先において、幼児教育や発達心理学に加え、経済学、脳科学、教育政策等の様々な分野からの研究者でネットワークを構築し、多様な視点から分析等を行う。

委託先・箇所数

・大学1箇所（継続のみ）

単価

・約8,900万円

対象経費

・調査実施に必要な経費

スケジュール（事業実施期間）

R5年度先行
調査の実施

R6年度本調査
(5歳児)の実施

**R7年度本調査
(小学校1年生)の実施**

R8～10年度本調査
(小学校2年生～4年生)の実施

幼稚園等におけるいじめへの対応について

○ 幼児は、自分と他者の気持ちの区別が十分につかなかったり、してよいことや悪いことが分からなかったりするなど、心身の成長の過程にあることから、幼児の行為をいじめや暴力行為として扱うことについては、慎重に考える必要がある。

【幼稚園教育要領（平成29年3月告示）「第2章 ねらい及び内容」の「人間関係」より】

2 内容

(7) 友達のよさに気付き，一緒に活動する楽しさを味わう。

(9) よいことや悪いことがあることに気付き，考えながら行動する。

(10) 友達との関わりを深め，思いやりをもつ。

3 内容の取扱い

(4)（略）幼児が他の幼児との関わりの中で他人の存在に気付き，相手を尊重する気持ちをもって行動できるようにし，（略）。特に，人に対する信頼感や思いやりの気持ちは，葛藤やつまずきをも体験し，それらを乗り越えることにより次第に芽生えてくることに配慮すること。

(5)（略）互いに思いを主張し，折り合いを付ける体験をし，きまりの必要性などに気付き，自分の気持ちを調整する力が育つようにすること。

○ こうした観点も踏まえ、幼稚園等はいじめ防止対策推進法の対象となっていないが、就学前の幼児においても“いじめ”と思われる行為はあり得るものであるため、同法の対象であるか否かに関わらず、各園でいじめ防止に係る基本方針等を定めるなど、各自治体及び園において適切に対応することが重要。

<基本方針等の項目例>

・ いじめ防止に関する考え方

・ いじめ防止のための組織

・ いじめの未然防止

・ いじめの早期発見

・ いじめ発生時の対応

・ 重大事態への対処

等

<いじめ防止に係る基本方針等を定める各園の取組例>

1. 私立幼稚園

いじめ防止基本方針に以下を位置付け。
いじめは、園児の心と身体の成長に大きな影響を及ぼし、かえがえのない命さえ失いかねない極めて重大な問題であり、決して許されない行為。

2. 公立幼稚園

幼児期におけるいじめについて以下を位置付け。
幼児期は、（略）幼児が自分で考え、自分の気持ちを伝えながら相手の気持ちを想像したり認めたりする体験を保障していくことが必要である。しかし、幼児であっても、いざこざの範囲を超え、相手に与える苦痛が頻回で執拗なものについてはいじめと認識し、重大な事案につながらないよう未然防止と再発防止を強化し、保護者と協力して幼児がよりよい人間関係を築けるよう組織的に対応することとする。

3. 国立大学附属幼稚園

いじめ防止に係る年間計画を策定。

学期	月	場	内 容	対象
一学期	4月	職員会議	いじめ防止基本方針・人権教育指導計画の確認	教職員
		学級懇談会	いじめ防止基本方針の説明	保護者
	5月	職員会議	学級経営案の作成、検討	教員
		おはなしの会	仲良しのお友だちに関するおはなし	幼児
二学期	6月	園行事	人権教育講演会	保護者
	7月	園行事	幼稚園まつり 異年齢交流	幼児
		個別懇談会①	保護者との情報共有	教員・保護者
	9月	職員連絡会	学級経営案の点検・見直し	教員
	10月	園行事	仲良し遠足	幼児
三学期	12月	個別懇談会②	保護者との情報共有	教員・保護者
	1月	アンケート	保護者を通して情報共有	教員・保護者
	2月	職員会議	学級経営案の反省、新年度目標の決定	教員
その他	随時	研修会 学級の時間 学年会 いじめ対策委員会 SC相談	いじめ防止・人権教育に関する研修 他人を尊重することを含めた人権教育 各学級の実態報告 各学年からの実態やいじめに関する報告 スクールカウンセラーからの報告	教員 幼児 教員 委員 教員

法案の趣旨

保育人材の確保等に関する体制の整備及び虐待を受けた児童等への対応の強化を図るため、保育士・保育所支援センターの法定化、国家戦略特別区域における関係する特例の一般制度化を行うほか、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設、一時保護委託の登録制度の創設及び児童虐待を行った疑いのある保護者に対する一時保護中の児童との面会制限等に関する規定の整備を行う。

法案の概要

（１）保育士・保育所支援センターの法定化【児童福祉法】

現在予算事業として行われている保育士・保育所支援センターによる保育士確保のための都道府県等の業務に関する規定を整備し、都道府県等が潜在保育士の復職支援等を行うための必要な体制の整備を行う。

（２）保育の体制の整備に係る特例の一般制度化【児童福祉法、子ども・子育て支援法、国家戦略特別区域法】

- ① 国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化し、登録した都道府県等においてのみ保育士として業務を行うことができ、登録後３年経過し一定の勤務経験がある場合には、通常の保育士として当該都道府県等以外でも業務を行うことが可能な資格制度を創設する。
- ② ３～５歳児のみを対象とした小規模保育事業は国家戦略特別区域に限り認められているところ、これを全国展開する。

（３）虐待対応の強化【児童福祉法、認定こども園法、学校教育法、児童虐待防止法、こども性暴力防止法】

- ① 保育所等（※）の職員による虐待に関する通報義務等を創設する。
 （※）もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等を行う以下の施設・事業を対象とする。
 保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館
- ② 児童福祉施設、里親等以外の者が一時保護委託を受ける場合の登録制度を創設する。また、当該登録を受けた者をこども性暴力防止法の学校設置者等として位置付ける。
- ③ 一時保護児童と保護者との面会等制限について、児童虐待が行われた場合に加え、児童虐待を行った疑いがあると認められる場合も、児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれが大きいと認めるときに、保護者の同意がなくとも面会等制限を可能とする。併せて、面会等制限を児童への意見聴取等措置の実施対象に加える。

施行期日

令和7年10月1日（ただし、（２）②は令和8年4月1日、（３）②は公布の日から起算して１年６月を超えない範囲において政令で定める日、（３）③は公布の日から起算して６月を超えない範囲において政令で定める日に施行する。）

施行日：令和7年10月1日

①制度の現状・背景

- 保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、こどもや保護者が不安を抱えることなく**安心して保育所等に通う・こどもを預けられるような環境を整備していく必要がある。**
 - 児童養護施設等や障害児者施設、高齢者施設については、**職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組み**が設けられているところ、**保育所等における虐待等への対応についても、同様の仕組みを設ける必要がある。**
- (※) なお、保育所等や自治体において適切な対応が図られるよう「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を策定し通知を発出（令和5年5月）するなどの対応を行っている。

②改正内容

- **保育所等の職員による虐待について、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等の職員による虐待と同様、下記の規定を設ける。**
 - ・ 虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
 - ・ 都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
 - ・ 都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
 - ・ 都道府県による虐待の状況等の公表
 - ・ 国による調査研究 等
- **もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う以下の施設・事業を、通報義務等の対象として追加する。**

【対象施設・事業】：保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊娠婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

ご清聴ありがとうございました。